

建設環境委員会 会議録

招 集 年 月 日	令和4年3月16日				
招 集 の 場 所	湖西市役所 委員会室				
開閉会日時及び宣告	開 会	午前10時00分	委 員 長	加藤 治司	
	閉 会	午後 2時32分	委 員 長	加藤 治司	
出席並びに欠席議員 出席 6名 欠席 0名 ○ …………… 出席を示す ▲ …………… 欠席を示す	氏 名	出 欠	氏 名	出 欠	
	加藤 治司	○	三上 元	○	
	高柳 達弥	○	竹内 祐子	○	
	中村 博行	○	神谷 里枝	○	
説明のため出席した者の職・氏名	環 境 部 長	川上 恵資			
	環 境 課 長	牧野 悦次			
	環境課長代理兼環境係長	佐原 敬			
	下 水 道 課 長	片山 徳二			
	下水道課長代理兼工務係長	池谷 昌彦			
	管 理 係 長	高田 重実			
	水 道 課 長	鈴木 克昌			
	水道課長代理兼総務給水係長	疋田 浩一			
	工務管理係長	原田 智浩			
職務のため出席した者の職・氏名	局長	松本 和彦	書記	伊藤左和子	書記 戸田 匡哉
会議に付した事件	令和4年3月定例会付託 議案審査				
会議の経過	別 紙 の と お り				

建設環境委員会会議録

令和4年3月16日（水）

湖西市役所 委員会室

湖西市議会

〔午前10時00分 開会〕

○神谷副委員長 おはようございます。

本日は、当建設環境委員会に付託をされております議案の審議に御参集いただきましてありがとうございます。

では、以降の進行を、委員長、よろしくお願いいたします。

○加藤委員長 最近、すっかり春めいてきて、特に温度のほうが体調がついていけないぐらいの高温になっていますので、そこら辺、皆さんも健康管理に気をつけていただいて過ごしていただきたいなと思います。それに、気温の上昇と関係ないかもしれないですけど、最近オミクロン株の感染者も減ってきて、21日にはまん延防止重点措置の解除になる予定だと思えます。そういうことで、体調のほう、管理をお願いします。

それでは、所定の定足数に達しておりますので、ただいまから建設環境委員会を開会いたします。

本3月定例会におきまして、当委員会に付託されました議案は、既に配付されております付託議案一覧表のとおりでございますので、よろしくお願いいたします。

ただいまから議案の審査に入りますが、発言は必ず挙手の上、指名に基づきマイクのスイッチを入れて御発言ください。

また、お互いに貴重な時間でございますので、質疑は一問一答式とし、特に答弁は要点を簡潔に述べていただきたいと思えます。

数値を述べる際は、ゆっくりと明確に発言いただきますようお願いいたします。

なお、説明補助員が答弁資料準備のため審査の最中に委員会室を出入りすることにつきまして、円滑な進行のため、これをあらかじめ許可したいと思えますが、よろしいでしょうか。

それでは、そのようにさせていただきます。

説明補助職員におかれましては、審査の邪魔にならないよう静かに出入りするようお願いいたします。

これより議案の審査に入らせていただきます。

審査は、議案第8号、議案第29号、議案第30号の順に行います。

なお、当局から参考資料の配付を求められていましたので、これを許可しております。資料はあらかじめ配付させていただきますので、よろしくお願いいたします。

初めに、議案第8号、湖西市再生可能エネルギー発電設備の適正な設置に関する条例制定についてを議題といたします。

議案書15ページから20ページとなります。

これより質疑を行います。1条から順に審議を進めていき、最後に全体を通して質疑を行うという方法で進めたいと思えますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、そのように進めたいと思えます。

では、第1条について、質疑のある方はございませんか。

高柳委員。

○高柳委員 まず、1条に入る前にですが、今回この条例を議案として出したことについての説明をお願いしたいんですけど、もう既にガイドラインがあって、今回こういう条例を制定した経緯等、それとまたガイドラインから今回条例にした内容について、どんなつけ加えたのか、そうした内容、ガイドラインがあって、条例として見直したというような内容というのは、そこら辺の説明をまず、入る前にお願いしたいなと思えます。

○加藤委員長 いいですか。お願いします。環境課長。

○牧野環境課長 それでは、お答えいたします。

今回、本市におきましては、平成31年4月からガイドラインを施行し、届出による事業の管理を行ってきました。

しかし、本市におきまして、昨年の7月に2050年までに温室効果ガスの排出量を実質ゼロとするとゼロカーボンシティを宣言をいたしました。これを実現するための取組を4本柱として、その柱の1つとして省エネルギーの推進と再生可能エネルギーの普及ということを定めております。

しかし、現在太陽光発電設備の事業用地からの土砂の流出や濁水、汚れた水の発生など周辺地域に影響を及ぼす問題なども生じております。こうしたことから、より一層、事業に対する管理を徹底したいということで、ガイドラインから条例に切り替えるものでございます。

条例の内容につきましては、届出等の明確的なところ、それとあと出させていただく書類等を追加したところ、さらに維持管理、それとあとは市が行う行政的な指導等の内容について盛り込んでいるというところでございます。

以上です。

○加藤委員長 高柳委員。

○高柳委員 分かりました。

○加藤委員長 いいですか。

○高柳委員 はい。

○加藤委員長 それでは、改めまして第1条から進めたいと思います。第1条に関して、質疑のある方はございませんか。いいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

続きまして、第2条についてお願いします。

中村委員。

○中村委員 (6)の土地所有者等というところに、事業区域の所有者、占有者、管理者を言うというふうに書いてありますが、この区域の所有者と占有者と管理者というのはどういうふうな違いがありますか。

○加藤委員長 環境課長。

○牧野環境課長 お答えいたします。

事業区域の所有者というのは、もう基本的に土地の所有者、台帳上に載せられている、土地の台帳に明記されている方、占有者というのは、そこを借りていらっしゃる方、そして管理をされている方というのは、同じような形ですけれども、そこを事業を行って管理をされて、事業の土地の管理をされる方、台帳の中で所有者ではありませんけれども管理を委託されている方というふうな判断をいたしております。

以上です。

○加藤委員長 中村委員。

○中村委員 そうすると、土地について、持っている人と借りている人と、それを統括というか常に見ている人というふうに考えりゃいいですか。

○加藤委員長 環境課長。

○牧野環境課長 はい、そのとおりでございます。

○加藤委員長 中村委員。

○中村委員 了解しました。

○加藤委員長 第2条に関して、ほかにございせんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

第3条について、質疑のある方はお願いいたします。

中村委員、あります。

○中村委員 市の円滑な運用を図るような必要な事項を講じなければならないという内容について、説明をしていただけますか。

○加藤委員長 環境課長。

○牧野環境課長 お答えいたします。

これにつきましては、先日の議場での楠議員にも答弁したとおり、事業を行うに当たりまして、事業者に対して再生エネルギーの発電設備の設置ですとか維持管理の状況に対して、その内容と、その状況を把握して、発電設備の設置、管理及び運営における必要な指導、助言及び勧告を行って、それに従わないときは事業者の公表を行っていくということと考えております。

以上です。

○加藤委員長 中村委員。

○中村委員 そうすると、市のいろいろチェックする業務があると思いますが、その業務によっておかしなところがあった場合には、そういった是正をさせるというか、そういう形のことを市がやらなきゃいけないと、そういうふうな項目ですか、ことですか。

○加藤委員長 環境課長。

○牧野環境課長 はい、そのとおりでございます。

異常があった際に対して指導もしますし、届出の書類も適正に判断をしていくということでございます。

○加藤委員長 中村委員。

○中村委員 分かりました。いいです。

○加藤委員長 3条で、ほかに。

どうぞ、神谷委員。

○神谷副委員長 措置を講じなければならない、で、勧告に従わないと公表しますよということでしたけれども、それを担当する市の部署というのは環境課になるのでしょうか。土地も関係してくるんですけども、どちらが主になってこの業務を管理していくのでしょうか。

○加藤委員長 環境課長。

○牧野環境課長 この太陽光の事業の管理につきましては、環境課のほうで行います。その前の造成ですとかというところで、うちのほうの土地利用委員会ですとか開発行為に該当するようなものであれば、その時点でそちらの担当がまず判断はさせていただきます。

以上です。

○加藤委員長 神谷委員。

○神谷副委員長 分かりました。開発行為の段階では、都市整備部なりなんなり、そこをやはり縦割りの弊害とかそういうことがないように、本当によく連携取ってやってもらいたいですし、環境課がメインになって勧告なりなんなりしていく、国が勧告でしたかね、市が勧告できる。

○加藤委員長 環境課長。

○牧野環境課長 勧告については、湖西市が行います。

○加藤委員長 神谷委員。

○神谷副委員長 市が。

○加藤委員長 環境課長。

○牧野環境課長 はい。国のほうは、事業認定をしているものについては取消しの手続きができると。

○加藤委員長 神谷委員。

○神谷副委員長 そうしますと、そういった勧告できるという手順とか何かも、もう既にできていらっしゃるんですかね。

○加藤委員長 環境課長。

○牧野環境課長 この条例の中で定めさせていただいております。

○加藤委員長 神谷委員。

○神谷副委員長 その条例というのが、どこになりますか。

○加藤委員長 環境課長。

○牧野環境課長 済みません、説明が。

○加藤委員長 神谷委員。

○神谷副委員長 勧告できるまでの手順。

○加藤委員長 環境課長。

○牧野環境課長 今回、審議いただいている条例の第20条において、指導、助言及び勧告を行って、その勧告に従わない場合には、21条で氏名等の公表という手続をさせていただくことになっております。

以上です。

○加藤委員長 神谷委員。

○神谷副委員長 分かりました。20条のところは環境課が対応していきますよという。はい、了解です。

○加藤委員長 竹内委員。

○竹内委員 先ほどの説明で、土地利用については都市整備部のほうで許可してということなので、結局一番最初に太陽光発電を設置したいというときには、都市整備部に行くんですか。

○加藤委員長 環境課長。

○牧野環境課長 流れとしては、太陽光自体については、御相談はまず環境課で受けさせていただきますけども、当然その前に関係する法令は全て確認させていただきますので、森林の伐採の届出ですとか、いわゆる土地の造成であれば、3,000平米以上のものについては、当然土地利用が先にかかって、そこで許可できないものについては、当然、この太陽光も許可しないという形を取りますので、ほぼ並列な形で動いていくと考えております。

○加藤委員長 竹内委員。

○竹内委員 そうなりますと、やっぱり環境課に一番最初来ていただいて、環境課もその関連のところには、情報を提供していきますよね。いかないとおかしいんじゃないかなって、私思うんですけど。

○加藤委員長 環境課長。

○牧野環境課長 当然、お話があれば、当然、そこに確認をしてくださいということでお話を持ってまいります。

以上です。

○加藤委員長 竹内委員。

○竹内委員 了解しました。

○加藤委員長 では、3条に関しては、ほかに質問ありますか。

それでは、第4条に関する質疑をお願いいたします。

高柳委員。

○高柳委員 4条は事業者の責務となっておりますが、この中で地域住民等から苦情等いろいろなことが出てきた場合には、その内容について、当然、市のほうへも来ますから、市の責務としてそういう処理はどの程度するというのが、当然、やっていくような形になると思うんですが、その辺はどんな具合でしょうかね。

○加藤委員長 環境課長。

○牧野環境課長 お答えいたします。

頂いた苦情等については、当然、確認をさせていただいて、現場を確認をさせていただいて、当然、事業者に対して指導、改善、対策をどういうふうにするのかというのは確認させていただきます。

また、事業を始める前のことにつきましても、ちゃんと説明会を開いて理解を得るよという努力義務を

付させていただきますので、その辺の取扱いについて確認をさせていただきます。

以上です。

○加藤委員長 高柳委員。

○高柳委員 分かりました。

○加藤委員長 ほかにございませんか。

それでは、次に第5条に関して質問のある方はお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

次に第6条に関しての質問のある方はお願いします。

中村委員。

○中村委員 土地所有者の責務として、事業区域の土地を適正管理しなければならないとありますが、適正な管理とはどのようなことか伺います。

○加藤委員長 環境課長。

○牧野環境課長 お答えいたします。

これにつきましても、さきの議場での楠議員の答弁もさせていただいたんですが、原則は事業用地につきましては、土地を借りている事業者が管理をすればいいと考えておりますけれども、土地の所有者等につきましては、自由に土地を貸し付けるを行う権利がありますので、ただ事業地を貸し付けたことに対する義務も発生すると考えております。まずは、貸し付けた土地の状況を定期的に確認いただくこと、例えば土砂の流出など周辺の住民や土地に悪影響を与えるような状況が確認された場合には、貸し付けしている事業者に対して、その対応を要請していただくことなどを考えております。また、事業が廃止となった際には、設備を適正に撤去、処分するよう求めることも考えております。

以上です。

○加藤委員長 中村委員。

○中村委員 そうすると、土地を貸してあって、あとは貸した人がやっているから知らんよというふうな形では済まされないと、その人にも一応貸している責任があるから、そういった管理のことも見てくださいねと、そういうことも土地所有者にも言っていけるという形の条例になるわけですね。

○加藤委員長 環境課長。

○牧野環境課長 はい、そのとおりでございます。

○加藤委員長 中村委員。

○中村委員 了解です。

○加藤委員長 ほかに、第6条に関して質問のある方はございませんか。

神谷委員。

○神谷副委員長 これ、あくまでも令和4年7月1日から施行ということですが、御存じのように、今現在、ひどいところがあるじゃないですか。土砂崩れで。もう例えばそれが、もう遡って市民としての責務とかということには該当しない、やはり遡ることはできないので、もうあそこの太陽光発電のちょっと現状は、もう市としてはもう介入のしようがないということですかね、これ、以前から問題視されているところだと思うんですけども。

○加藤委員長 環境課長。

○牧野環境課長 お答えいたします。

事業を行っている事業者に対してもそうなんですけれども、今回、附則の第3項をつけさせていただきまして、今回の条例の施行日以前から事業に着手しているものについても、適正な管理をお願いするというようなものにさせていただきます。

それで、土地の所有者さんにつきましても、当然、自分の土地がどういうふうな状況になっているのかというのは、

重々承知していただきたいところもありますので、問題があるようなところについては、お話をしていければというふうに思っております。

以上です。

○加藤委員長 神谷委員。

○神谷副委員長 そうしますと、今後、ある程度行政サイドが介入して、何とか対策を講じていくと思ってよろしいんですか。

○加藤委員長 環境課長。

○牧野環境課長 そうですね、なかなか難しいところかなと思いますけれども、ただそういうふうな形で、ただ自分の土地の周辺に影響が出ないものに対しては、なかなか言いづらいところがありますので、まずはその中で収めていただいて、ただ実際に自分の土地の中のそういった崩れているところですか、ものについては、それはあくまでも土地の貸している、借りてるの契約の中の話でありますので、そこは御理解いただいて、対応はしていただくことになるかなと思いますけども。

以上です。

○加藤委員長 神谷委員。

○神谷副委員長 了解します。それこそ、もう何年かあとの状況で、以前、エネルギー特別委員会ですとか、新城市のほうへ視察に行ったときに、ああ、あそこですねって、その方も自転車でよく何か走る方で。そのぐらいちょっと目につくところなんですね。やっぱり湖西市のイメージとしても余りよくないので、何とかならないのかなという気は常々持っているけれども。とりあえず分かりました。ありがとうございます。

○加藤委員長 ほかに第6条に関して。

はい、どうぞ、竹内委員。

○竹内委員 ちょっと今のお話を聞いていて、設置事業者というか、業者さんが変わっていくときあるじゃないですか。土地の所有者さんが最初の人に貸したんだけど、入出でもあのかあと思ったんだけど、最初はAという業者さんに貸して、そしたらBになっていて、そして隣の人が雨が降ってきたら土が流れていて困ったよとあって、そういう事例があったときに、これって、その土地の所有者の人は一生懸命設置していただいた人にそういうことで対策を取るようになっていふに言わなきゃいけないということですよ、これは。

○加藤委員長 環境課長。

○牧野環境課長 はい。

○加藤委員長 竹内委員。

○竹内委員 そのときに、その土地所有者さんも連絡が取れなくて困ってしまったという事例が実際あるけれど、そういうときはどういうふうにするんですか。

○加藤委員長 環境課長。

○牧野環境課長 今回の条例の中の第16条に、この発電事業の継承の届出というものを定めさせていただいておまして、発電事業を行う方が変わる場合には、届出をするというような形で定めさせていただいております。

○加藤委員長 竹内委員。

○竹内委員 この条例を読んでいても分かるには分かるんだけど、このとおりにいかないというのが現実で事実なんですけど、そういうときにはどうするんですか、全然罰則も何も定められてないし。

○加藤委員長 環境課長。

○牧野環境課長 そういった場合において、ちゃんと適正に対応されてない場合には、指導、勧告、先ほど20条、21条のところを適用して、氏名の公表となります。

ただそうすると、次にその人たちについては、名前公表されているので、そういった事業者さんについては、もう

取り扱わないようにお願いしたいのと、当然、今、買取り制度でやられているところについては、それを国に届けますので、その事業者さんについては、対応していただけないのであれば、そちらのほうからの指導も行っていただくというような形で考えております。

以上です。

○加藤委員長 竹内委員。

○竹内委員 分かりました。

○加藤委員長 ほかに第6条に対して質問ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、第7条に関しての質疑をお願いいたします。

ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

次に第8条に関して質疑をお願いいたします。

三上委員。

○三上委員 これはまず再エネは国の方針も市の方針もそうなので、私も再エネは推進したいという立場です。8条を見ると、たった2区分なんです。10キロワットで2つに分かれちゃうんですね。問題になっているのは、もうちょっと大きなメガワット級というのが問題になっているんですが、10キロワットからメガワットに至るまでのものというのは、大した問題はほとんど起きていないわけです。全部、それ十把一からげで10キロワット以上というふうになると、小さなものが面倒くさくなって、こんな面倒くさいことやるのかと。抑制という効果が働くのではないかと、このことを懸念しているんですね。

それは行政指導で2区分でも大丈夫なのかとか、いや、僕はできたら3区分ぐらいになってもいいのではないのかなという気がするんですが、それはいかがでしょうか。

○加藤委員長 環境課長。

○牧野環境課長 お答えさせていただきます。

市内においては、そのようなメガワットの大きなやつは、数件しかなくて、そういったところはほぼ平らなところで事業をやっていただいております。実際に今市内で発生しているのは、メガワット以下の本当に50キロワット前後のところが多いのかなと思っております。実際に周辺の住民の皆さんにとっては、規模の大小に関係なく、抱かれる不安は変わらないと考えております。また、規模の大小に関係なく適正な施工や維持管理がされなければ、危険な施設が設置され、周辺に影響が出ることも考えられます。

本市もガイドラインで50キロワット以上、もしくは500平方メートル以上のものについて届出を求めてきましたが、これに該当しない規模で事業を行っている事業者さんもございます。こういったこともありまして、10キロワットであれば、ほぼ全ての野立ての太陽光設備が対象となりますので、そういった適正な施工、維持管理について管理していきたいというふうな形で、この条例のとおりとさせていただきます。

以上です。

○加藤委員長 三上委員。

○三上委員 僕が聞いたのは、50キロワットとか100キロワットクラスが大した問題が起きていないような人たちまで、面倒くさくって、もう嫌になっちゃうというふうになると、抑制という、小さなものを抑制するという効果がここで起きちゃうと嫌だということに対する考え方は何かないかって聞いているんです。

○加藤委員長 環境課長。

○牧野環境課長 お答えいたします。

今回、御提出いただく書類については、事業者が事業を行うに当たりまして、検討する段階、工事を施工する段階、

維持管理を行う各段階におきまして、必要となる資料を添付していただいて提出いただくものでありますので、確かに書類的なものは提出していただく負担はありますけれども、新たに何かを、過度の負担を求めるものではないかなというふうに考えております。

以上です。

○加藤委員長 三上委員。

○三上委員 その過度の負担ではないというところがどうも気になるんですが、もともとこの条例をつくるときに、3区分ぐらいしてはどうかという発想はなかったんでしょうか。

○加藤委員長 環境課長。

○牧野環境課長 お答えいたします。

ほかの市町で見れば、3,000平方メートル以上とか規模によって届出をしろというところもありますし、湖西市のように小さな事業から全て届出対象としているところもあります。その中で必要な書類を、じゃあ減らしましょうというのもございますが、湖西市においては、全て把握して管理をしていきたいということから、この条例のとおりとしたものでございます。

以上です。

○加藤委員長 相反することを今言われているものですから、そこら辺、三上委員もよく理解しておられてくださいね。

第8条に関して、ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、第9条に関しての質疑をお願いします。

高柳委員。

○高柳委員 これをみますと、地域住民に説明会を下さいということですが、実際にやる前に事業者が説明会等をやる前にその地域に抑制区域があるかどうかとか、ここにやりたいが、地域の住民の範囲はどうかとか、また自治会関係がどうかということを事前に調査するために、まず相談に行って、それから、それで事業を始めたいというふうな形になって初めて地域住民の説明会を開くという形になっているので、事前に事業者が市のほうへ説明に来ないといけないと思うが、ついこの間、うちの土地の隣のところで、太陽光やりたいということで、事業者が来たんですよ。それで市のほうへちょっと話したかという、全然市にはまだこれからだという話で、それでここの土地、公図を見せて、ここへ太陽光やりたいよという話だけで、それでサインだけ頂戴って、同意の判をくださいと、判じゃない、サインをくださいと言ってきました。ただ、ここをやりただけで、いつやるかも分からんし、どうやってやるか、どういう施設を建てるのかというの、何も説明もなくて、ここをやりたいでということに来ましたが、それがもうこの説明会やったことになっちゃうのかね。そこら辺がちょっとさ、ここのところがちょっとある程度もう事業が進んで、ここにやるようになれば、説明会を開くが、そこらでちょっとそこが最初のところが何か曖昧になっていて、後から考えてみたら、あれでもサインしたので、説明会に代わるものとしても、同意しちゃったのかなと後で思っ。そこら辺のところが、ここの意味というですか、ちょっとどうなるのかね、そこらが。

それで、今この条例自体も環境省の太陽光の環境配慮ガイドライン、これとか、資源エネルギー庁の事業改革の策定ガイドラインによると、これに基づいて、もう条例はつくってあると思いますが、それによると、事前にまずやりたいなという話になったら、まず相談に行って、さっき言ったような形にやっという、それで正式にある程度市と相談した中で事業を進めたいという形の中で、初めて説明会を開くような形になると思いますが、そこら辺が今まで過去のちょこっと回って、ろくな説明せんで、それで地域の人が同意したという話になっちゃって、そのままやってもめとるところもあります。そこら辺を今後どういうふうに徹底していくのかなと思っ。説明会の関係もね。

○加藤委員長 環境課長。

○**牧野環境課長** 説明会を開いて、説明会等ということになっているかなと思いますけれども、あくまでも地域住民に対して説明をやっていただくということで、当然隣接する地主さんもそうですし、そこに自治会等のコミュニティがあればそういったところにも当然説明をしていただくということになっております。

それと、あと実際に隣の方が太陽光をやられるということで合意してしまえば、それは確かにそれ問題なくいいのかなというふうに、うちのほうも判断してしまいますけれども、その辺はどのような形で合意をしたのかというのは確認させていただきたいと思います。

実際に今委員言われるように、うちのほうへ相談、本当に初期段階での相談はないところも多々あります。ある程度、こういうふうな形で進んできたよということで書類のほうの確認とか、そういった手続的なものを確認される方もいらっしゃると思いますので、その辺は最終的に地元とどのような形で合意というか説明を図ってきたのかというのは確認させていただきたいと思っておりますし、今回新たに9条の第3号におきまして、事業者に対して意見を申し出ることができるというふうに条項もつくっておりますので、その中でそういった疑義があれば提出していただいて、協議を進めていただくような形を指導していきたいなというふうに思っております。

以上です。

○**加藤委員長** 高柳委員。

○**高柳委員** この説明会の範囲とかどういうことをやって説明して、それで了解得たかという、詳しく報告書がありますね。それをちゃんとしてもらわないと、もう簡単に説明して、説明会ももうやったことにして、各戸回って了解を取ったで終わりですよということでは困ります。やっぱりちゃんと説明をやって、そこら辺をちゃんと指導のとき、出てきたときに、ちゃんとかいふにやりましたかという確認を取ってもらわないと。大体書類でもうサインもらってあるので、これでいいよではなくて、やっぱりそこの地域のちゃんと自治会長とか、ちゃんとその範囲も確認して、この範囲の方の同意ならいいよとか、そこら辺しっかりここの3のところを説明会に代わるものもありますが、そこら確認してもらわないと、後からああだこうだっていう苦情が出てくるので、そこら辺をちゃんとしてもらいたい。そこらちょっと、大変だと思うけどな。

○**加藤委員長** 環境課長。

○**牧野環境課長** 今、委員言われたことにつきましては、今後運用する中で方針を定めて対応してまいりたいと考えております。

以上です。

○**加藤委員長** 高柳委員。

○**高柳委員** 説明不足がないように、しっかり住民が理解してもらえるような形で指導をお願いしたいなと、そんなふうに思います。終わります。

○**加藤委員長** ほかに第9条に関して、質疑のある方はいますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

第10条に関しまして、質疑のある方はお願いします。

よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

第11条に関しまして、質疑のある方はございませんか。

高柳委員。

○**高柳委員** 同意の基準というのは、先ほども言ったように、環境省のガイドライン等、省エネルギー庁のガイドライン等に基づいて同意をしなきゃならんということですが、そこら辺のことをちゃんとやってくれるのかどうかですよ。というのが、ここの条例の後に、まだ条例が決まってからだと思うが、条例及び条例施行規則という規則に基づいて同意をするというような形になっているので、それには施行規則の中に、9条、10条、同意の基準というのが

ありますよね。これのようにちゃんとしてもらわんといけないんですが、そこら辺はちゃんとしていただけるものかどうか、ちょっと。

今、この審議するのは条例ですが、条例にないものは、ないものというか、準じてやるものは、施行規則でやるという形になっています。それには国のガイドラインに沿ったちゃんと同意をしてもらわにゃいかんと、国の定める基準にして、基準に基づいて同意してもらわにゃいかんということだけど、そこら辺をちゃんと徹底していただけるものかどうか、ちょっとお願いしたいなと思います。

○加藤委員長 環境課長。

○牧野環境課長 今、言われたとおり、同意をするに当たっての基準につきましては、施行規則のほうで定めさせていただいておりますけれども、さらにそれに対する判断基準ですとか、そういったものは今後運用する中で方針的なものをしっかりと定めていきたいと思います。

ただ、出てきた書類等につきましては、そういったものに照らし合わせて、内容を確認させていただいて、適正であるかどうかを判断させていただくというような形で進めたいと考えております。

以上です。

○加藤委員長 高柳委員。

○高柳委員 先ほどに戻りますが、同意の中にもこの施行規則の中で5条でもやっぱり事業区域の範囲とか発電事業の内容とか施工期間、内容、そこら辺に与える環境への影響とか、そういうものもしっかり説明会で説明して、それを了解した中でちゃんとした市として同意を持たないといけないということですから、それをしっかりしてもらいたいなと。さっきの説明会もそうですが、そういうのを踏まえてちゃんとした同意をしてもらわにゃいかんということをお願いしたいと思いますけれども、いいですか、それで。

○加藤委員長 環境課長。

○牧野環境課長 今のことにつきましても、指導の中で行っていきたいと考えております。

○加藤委員長 高柳委員。

○高柳委員 このとおりやると、本当に人員も大変だし、担当者の職務内容も大変だと思いますが、ちゃんとしっかりそこら辺はお願いしたいと思います。

以上です。

○加藤委員長 ほかに11条に関して、質疑のある方はおられますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

次に第12条に関しまして、質疑のある方はお願いします。

おられませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

次に、第13条に関して、質疑のある方はお願いします。

ほかにございせんか。いいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

次に、第14条に関しまして、質疑のある方はお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

次に、第15条に関しまして、質疑のある方はお願いします。

高柳委員。

○高柳委員 完了の届出ということですが、この完了に基づいて、書類が出てきますが、それで了解じゃなくて、やっぱりしっかりした現地確認をしてもらわにゃいかんと思いますが、そこら辺のちゃんとしっかりやってくれるかどうか。ここに、条件に適合しているかどうかを確認しなければならないということで、後で言いますが、この確認を

しっかりやってもらいたいと思います。

○加藤委員長 環境課長。

○牧野環境課長 完了の確認につきましては、当然、提出された事業計画と合った内容で現場ができているのかにつきましては、確認をしていきたいと考えております。

以上です。

○加藤委員長 ほかに第15条に関しまして、質疑のある方はおられますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

では、次に第16条に関して、質疑のある方はお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

次に第17条に関しまして、質疑のある方はございませんか。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

次に第18条に関して、質疑のある方はございませんか。

中村委員。

○中村委員 ここに、廃止したときっていうふうにありますけど、廃止したというのは何ををもって廃止したというふうを考えておられるんですか。

○加藤委員長 環境課長。

○牧野環境課長 廃止の基準につきましては、発電事業をやめたときというふうと考えております。

以上です。

○加藤委員長 中村委員。

○中村委員 それは誰がそういうふうで、その本人がやめたという形のものを届出をすれば分かるんだけど、届出がなくて、そのままになっているような場合もあると思うんですが、そういう形ですと引っ張られて指示されて廃止したよっていう形なんかの場合があると思うんですが、そこら辺はどういうふうで管理しようとしているのか。

○加藤委員長 環境課長。

○牧野環境課長 お答えいたします。

17条のところに、維持管理等に関する定期的な報告、1年に1回出してもらいたいような形になっておりますので、その中で、もう稼働していないようなものについては、確認、そういった廃止手続があるのか、それともさらに継続する意思があるのかを確認して、それによって対応していきたいというふうで考えております。

以上です。

○加藤委員長 中村委員。

○中村委員 そうすると、連絡がない間は、そのままになっているという形で、そこでチェックを受けて、そこでどうするかというトリガーというか、事を起こすような形に市はなるわけですね。

○加藤委員長 環境課長。

○牧野環境課長 全てを全部市の職員が毎月というか定期的に点検して回るというのは、とても今の体制では無理だというふうで考えておりますので、まずは、この定期報告、1年に1回の書類で確認をさせていただいて対応していきたいと。もし逆に、仮に地元からのそういった市民からの通報があれば、それに対して確認を取っていきたいというふうで考えております。

以上です。

○加藤委員長 中村委員。

○中村委員 分かりました。いいです。

○加藤委員長 ほかに18条に関して質疑のある方はございませんか。

竹内委員。

○竹内委員 廃止したときに、いろいろ太陽光のものを廃棄したりとかいろいろされると思うが、平らなところだったら、斜面みたいなところを利用されたときというのは、元の姿というか、結局要は土砂災害みたいなものが起こりやすくなると思うので、そういう復元みたいなことはしなくていいんですか。

○加藤委員長 環境課長。

○牧野環境課長 そちらについても、今後の指導の中で、危険な土地を作られても困りますので、そういったところは安全に配慮していただくのが必要だと考えておりますし、そこら辺は土地を返される方、借りている事業であれば、土地を返される土地の所有者さんがどういうふう判断されるのかも1つだと思いますので、どちらにしても、湖西市としては、危険な土地で残さないような指導はしていきたいというふうに考えております。

○加藤委員長 竹内委員。

○竹内委員 分かりました。お願いしたいと思います。

○加藤委員長 ほかに18条に関して。

高柳委員。

○高柳委員 廃止の場合、撤去とか処分が伴うわけですが、その中で、この資源エネルギー庁のガイドラインによりますと、再生エネルギー特措法に基づく認定を受けた10キロワット以上の全ての太陽光発電を対象に、2022年、今年7月から適切な時期において原則として売電収入から廃棄等の費用を源泉徴収的に差し引き、それで外部機関に積み立てることを義務づける新たな制度が適用されるということになっているということで、それでその中で廃棄費用の積み立てに関するガイドラインによってやってくださいということになっていますが、そこら辺は承知しておりますか。もう7月なので、そこら辺の資源エネルギー庁からの指導の状況はどんな具合ですかね。

○加藤委員長 環境課長。

○牧野環境課長 そちらにつきましても、先般11月の時点で国からは通知が来ておりまして、そういったことが始まりますというふうに聞いております。今、高柳委員がおっしゃったとおりの内容は確認させていただいております。以上です。

○加藤委員長 高柳委員。

○高柳委員 そうすると、それはそちらのほうでやるので、市のほうとしての職務というか、そういうのはどういう具合なんですかね。これからの話ですが。

○加藤委員長 環境課長。

○牧野環境課長 お答えいたします。

あくまでもそれは売電のところの関係でありまして、当然それは国のほうの手続の中で執行がされます。湖西市におきましては、届出書類の中に廃棄等に係る費用の積み立て状況とか確保の状況について明記させるところがございますので、その中で確認はしてまいります。

以上です。

○加藤委員長 高柳委員。

○高柳委員 そこら辺、あれは産業廃棄物になりますか。その処理ということで、使わなくなっても現場にあると、それ触ると感電するとか、あとその中にある鉛とかいろんな環境に悪いものがあるものですから、しっかり撤去のほうを何とかお願いするような形で、国のほうである程度やるということですが、市のほうもしっかり指導のほうをお願いしたいなと思います。

以上です。

○加藤委員長 ほかに18条に関して。

神谷委員。

○神谷副委員長 質疑からただいまの答弁で、特措法に基づいていくというのはあくまでも売電関係だということで、分かりました。

そういった中で18条の中で、関係法令に基づき対象設備を事業区域に放置することなく速やかに撤去して、こううたわれているんですけども、こういう速やかに撤去しというのは、行政サイドとしましては、どのくらいの期間、猶予を見るんですか。

○加藤委員長 環境課長。

○牧野環境課長 なかなかお答えが難しいところですけども。

○加藤委員長 神谷委員。

○神谷副委員長 結局そこら辺もある程度線を引いとかなないと、結局放置される状況に。連絡したくてもその事業者なりなんなりが、もうつかめないとかになっていってしまうかなというふうになんてちょっと心配するんですけども、そこら辺にある程度線を引いておく必要性はないとお考えですか。

○加藤委員長 環境課長。

○牧野環境課長 そちらの形については、今の積み立てたお金がそういった推進機構というところで保管されていますので、そういったものの対応について、またこれからはちょっと国ですとか、そういった機構さんと相談しながら対応していきたいなというふうにご考えております。

○加藤委員長 速やかにというのはどのぐらいなんですかね。決めなくても、継続の届出とか1年に1回になっているじゃないですか。それから例えば単位を半年とか1年とか、そういう単位でお答え願いたいと思いますけれども。

環境課長。

○牧野環境課長 先ほども答弁させていただいたとおり、17条のところでは維持管理に対する定期報告は1年に1回と決めておりますので、その1年の1回の中で該当できなければ、そこで対応していくというふうにご考えております。

以上です。

○加藤委員長 神谷委員。いいですか。

○神谷副委員長 しょうがありません。

○加藤委員長 三上委員。

○三上委員 今のことなんですけどね、届出の書類の様式があるわけですよね。これから作るのかな。その届出様式に撤去予定日というのは、当然書くようになるはずなんです。撤去予定日が届けられたときに、それよりも遅くなった場合には、当然何してんだって文句が言えるというふうにご推定するんですけど、それでいいんですよね。

○加藤委員長 環境課長。

○牧野環境課長 委員がおっしゃるとおり、撤去に関する計画書というものを提出していただきますので、そこに撤去の予定日が記載されますので、そこで判断はしていきます。

以上です。

○加藤委員長 ほかに18条に関して質疑のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

では、第19条に関して、質疑のある方はお願いします。

高柳委員。

○高柳委員 立入調査というのがありますが、ちょっと先ほどの完了の現地確認というのがありますが、その中で、現場に設置した場合には、周りを柵とか塀ということで、その施設に近づけないようにする、第三者が近づけないようにするというのと、それとその柵をやったところで、入り口のところはちゃんと施錠すると。それでそのとこの分かりやすいところに発電設備の標識ということを設置しなきゃならないということで、その中には設置場所とか発電

の出力とか、その事業者とか、連絡先とか、そういうものがありますが、それちゃんとしないといけないということになっていますよね。

それで、今まで過去を見ると、ただロープがやってあるだけで、自由に出入りできると。それで、こういう標識も、どこかにあるか知らないけど分からないというのがあるので、何かあっても連絡先も分からないというような形になっています。

ここら辺はちゃんと立入調査もそうだし完了検査についてもしっかりしてもらわないと、現在のところがそんな形でほとんどフェンスもやってないようなところが結構あるということで、先進地でもないですけど、新城市へ前に行ったときには、そういう話があって、ちょっと先週に、また新城市に見に行ってきましたが、新城市のどこでもちゃんとフェンスがしてあって、それでちゃんと入り口に鍵がかかっている、この標識がちゃんとしっかり、3か所ぐらい見たけど、全部ちゃんとしっかりされていました。

そこら辺が湖西市の場合は、新居のところには何か所かありますが、もう結構自由に出入りできるような形になっていて、誰が設置したかというのが分からないというのがありますので、それはちゃんとしっかりしてもらわないと困りますが、人員が割けられないということだけど、ここら辺はちゃんと国のガイドラインにもあるので、そこらはしっかりしてもらわないといけないと思うんですけど。

先ほども昔のはどうだというのがあったけど、最後に遡り適用であることから、今やっている現在のものもそういう形で、これに合わせて、この条例に合わせて、もう徹底してもらわないといけないと思いますが、そこら辺どうでしょうか。

○加藤委員長 環境課長。

○牧野環境課長 もう設置されたものについてですけれども、なかなかその施設のほうを改善するというのは、なかなか難しいことなのかもしれませんが、今、届出を受けているものについては、全て今の言われたフェンスと施設、それとあと表示は確実にやっていただくことが義務づけされておりますので、それについては対応しています。

あと、今以前でそういった該当するものについては、連絡先等の確認とか、そういったところで、安全な運営を図っていただけるような、命令はできませんので、指導はさせていただければというふうに考えております。

以上です。

○加藤委員長 高柳委員。

○高柳委員 分かりました。この立入調査の中でもありますが、今現在あるところで、もう周りにちょっと草が生えている、大きくなっている、ということだけど、敷地の外でもある程度、周りの環境もちゃんと整備しないといけないというガイドラインにも国のほうはなっているので、そこだけしっかりじゃなくて、もうその道まで草が生えてたら、やっぱりそこら辺もちゃんと指導して、太陽光やったとこと、その周辺の環境もやった事業者なり土地の所有者は、ちゃんとしないといけないというようなガイドラインになっているので、そこらもしっかり徹底してもらうように、併せてお願いしたいなと思います。

○加藤委員長 環境課長。

○牧野環境課長 維持管理についてなんですけども、隣の土地の草を勝手に刈るわけにはいきませんので、あくまでも事業の区域の中については徹底していただきたいなというふうには考えております。

以上です。

○加藤委員長 高柳委員。

○高柳委員 隣ではなくて、道路等敷地のところに草が生えちゃっているよね。そういうところはやっぱり周りをちゃんとやって、もし隣地のほうで草が生えてるといったら、そこら辺もやっぱり隣地にある程度話するとか、やっぱり自分とこさえよければいいというか、やっぱり何のために、環境のためにやるので、やっぱりそこら辺をしっかりちゃんと指導のほうをやっていただきたいなと思います。

○加藤委員長 いいですか、答え、答弁はいいですか。

三上委員。

○三上委員 既に太陽光発電の設備を投資した状態のところ、新しい条例ができたときに、何らかの形での義務を課することができるのかという問題を、今ちょっと気になったんですが。我が家の隣の敷地の隣の敷地、距離からいくと15メートルのところ、100坪か150坪ぐらいの太陽光設備があるんですね。これ多分何の届出もない状態でできたんだと思うんですが、通常は何の問題もないんですね。僕、気にもしてなかったんだけど、台風が二、三年に1回大きなもの来るわけですね。すると壊れる可能性があるんですね。そのときに、誰が設置したのか分からないという状況が続くのであれば、市役所に行っても、それは条例の前だったから、誰がやったかさっぱり分かりませんという状態なのか、その辺はどうなんです。

○加藤委員長 環境課長。

○牧野環境課長 お答えいたします。

そちらのこの条例の施行日以前からやったものについても、附則の第3項におきまして、届出と維持管理については確認してまいりますので、そういったものに対しては、今後、照査を行いながら確定をしてまいります。

○加藤委員長 三上委員。

○三上委員 そうすると、今まで届出がない状態のものが、どれだけあるかの調査を、とりあえずしないと大変なことだよ。どうでしょう。

○加藤委員長 環境課長。

○牧野環境課長 現在、固定買取り制度の認定を受けている事業者で、多分500件ぐらいあるというふうに聞いておりますので、そういったものは国のほうへ問い合わせることで所在地と事業者は確認ができますので、それは確認してまいります。それ以外のものについては、適宜調査を進めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○加藤委員長 三上委員。

○三上委員 了解しました。

○加藤委員長 質疑始まってから1時間たちますが、続けますか、それとも休憩しますか。続けます。

次、20条に関して質疑のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

では、21条に関しまして、質疑のある方はございませんか。

竹内委員。

○竹内委員 先ほども言ったんだけど、公表だけで本当に抑制効果ってありますか。

○加藤委員長 環境課長。

○牧野環境課長 罰則の程度として、県内各市町の条例を確認させていただきましたけども、過料制度を定めているものはございませんで、やっぱり公表までというふうな状況となっています。氏名や住所、それとあと勧告の内容、こういったことがやってくれないとか、こういったことがまずいということは公表しますので、そういった公表されれば社会的な評価が下がることにつながりますので、一定の効果はあるというふうに考えております。

また、固定買取り制度を活用した事業者については、当然うちのほうから国のほうへもそういったことを届けますので、場合によって、取消し等もあることから、そういったところも期待しているところでございます。

以上です。

○加藤委員長 竹内委員。

○竹内委員 市のほうが大変な思いをするようになると思うんだけど、今後見守っていきたいと思います。

○加藤委員長 ほかに。

三上委員。

○三上委員 もう一つ、今の件で、文章の4行目に公表することができるっていう形で締めくくりの文章になっているんですね。これね、ということは、こういう発表されるかしないなと思った人が、お願いしてくるわけよ、いろんな形で。何とか発表してほしいというときに、できる規定だと、情状酌量の余地ありとかいって、甘くやることができるということなんですよ。甘くできる、遊びの部分があるということは、そこにある意味では袖の下をもらうような要素まで発生するのよ。だからこれは公表するというふうには止め切っちゃったらどうかね。

○加藤委員長 環境課長。

○牧野環境課長 形の中で、そういうようなことは、中の体制でないと思っておりますので、このまま、できるでいきたいと思います。

以上です。

○加藤委員長 三上委員、よろしいですか。

ほかに質疑のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

次、最後、第22条に関して質疑のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

附則に関して、質疑のある方はございませんか。

高柳委員。

○高柳委員 先ほど話にもありましたように、既存の施設について、やっぱり今度新しくできた条例に基づいて、それを、それによって遡及適用でできる範囲でやっていただきたいなど、指導してもらいたいなど、このように思いますので、お願いします。

○加藤委員長 環境課長。

○牧野環境課長 先ほどちょっと三上委員のときにも答弁したとおり、市内に今までのガイドラインに該当しないもののがかなりたくさんありますけども、そちらについては、国のシステムに照会させていただきまして、対象者を特定して通知等でこの条例に伴う届出について指導してまいりたいというふうに考えておりますし、それ以外のものについても、適宜、調査をして、この条例のとおり指導を図っていききたいと考えております。

以上です。

○加藤委員長 高柳委員。

○高柳委員 はい。

○加藤委員長 ほかに附則に関して質疑のある方は。

竹内委員。

○竹内委員 設置したい業者さんは、もちろん湖西市のこういう条例確認とかそういうのもしてくるからいいと思うんですけども、一般市民で土地を持っている人たちが、なかなかこの条例のことまで知らないし、自分たち、所有者も責任があるんだなとかいろんなことがここに書かれているんですよ。そういうことって、周知方法はどうしますか。

○加藤委員長 環境課長。

○牧野環境課長 お答えいたします。

この条例が制定した暁には、広報こさいですとか、市のウェブサイトを通じて情報発信をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○加藤委員長 竹内委員。

○竹内委員 それしかないかなとは思いますが、市民にもしっかりと関心持っていただきたいですね、太陽光発電をされる方たちは、いいです。

○加藤委員長 ほかに。

高柳委員。

○高柳委員 これで一応、今、附則まで終わったと思いますが、この条例をつくるに当たりましては、国のガイドライン、資源エネルギー庁と環境省のガイドラインに基づいて、各地方自治体は条例なりガイドラインをつくりなさいと、そういう国の指導があったと思いますので、それに基づいてこの条例がつくられてると思います。

それで、今の国のガイドラインの中には、これと同じ条項の中で、細かくこういうことをしなさいという解説まで載っておりますので、それを十分承知していると思いますが、それにのっとりしてしっかり指導をしていただきたいなど、そのように思いますので、よろしく願いいたします。

○加藤委員長 環境課長。

○牧野環境課長 今言われたガイドラインにつきましては、事業を行う者とか土地の所有者全てに関して、その内容を重々理解して事業をやってくださいということです。湖西市においても、その内容は提出される事業者さんに対して確認をしております。

以上です。

○加藤委員長 高柳委員。

○高柳委員 よろしく願いいたします。

○加藤委員長 ほかに附則に関して。

これで1条から附則まで終わりましたので、全体に関して何か質疑のある方はございませんか。

神谷委員。

○神谷副委員長 営農型のパネル設置についても、この条例が当てはまるんですか。そこを少し教えてください。

○加藤委員長 環境課長。

○牧野環境課長 お答えいたします。

営農型につきましては、発電であれば、当然該当はいたしますけども、今、抑制区域というのを定めようとしていますけれども、その抑制区域の中に農業振興地域の農用地域を定めておりますが、そこについては、当然農業の営農型ということです。そちらのほうの判断も頂きながら、やる、やらないというのは確認していきたいと思っております。すみません、答えとしては、営農型も届出の対象となります。

○加藤委員長 神谷委員。

○神谷副委員長 まず、そこは分かりました。営農型の太陽光発電も本条例の対象となるということが分かりました。

よく農地なんかで、休んでいる畑、休耕地とかそういったことを活用して、太陽光パネルを設置をして、下で何か栽培するとか、そういうこともあったと思いますし、なかなか栽培しているところ、この湖西市の中でちょっとよく自分がかんでないんですけども、逆に全般的にまず浜名湖、海に近いところも結構あるということで、漁業に関する影響の心配と、逆にさっきも除草、草の関係の御意見もございましたけども、本当にもう取るのなんて大変だから、除草剤をまいていろいろ管理したほうがいいんじゃないかという場合もあると思うんですけども、そういった除草剤を太陽光パネルを設置するところが多くなると、除草剤の使用も増えてくると、そういったことが浜名湖に影響するとかっていうこともちょっと懸念されるんですけども、そういった辺を、何ていうんですかね、届出すれば、合致すれば認可されていくと思うんですけども、湖西市としてその辺少し浜名湖に面しているところですので、何かちょっと注意勧告するとか、そういう気はないんですかね、どうでしょう。

○加藤委員長 環境課長。

○牧野環境課長 先ほど、委員言われるように、営農型のところについては、先ほど言ったように、農地法のほうで

できる、できないというのは判断していただきますので、それはそちらでいいかなと思います。

それとあと、今言うように、維持管理の中で、除草等の問題については、提出していただく事業計画をつくっていただくときの届出に維持管理の仕方というのも載せていただきますので、その中で、周辺の状況を見ながら、問題な管理の仕方があれば、指導していきいたいというふうに考えております。

以上です。

○加藤委員長 神谷委員。

○神谷副委員長 承知しました。

○加藤委員長 ほかに。

三上委員。

○三上委員 もう一つ、8条の件で、十把一からげで10キロワット以上が全部同じということについて、前回質問したんですが、その関連なんですけどね、これから施行規則と書類の様式を決めるわけですよね。そのときに様式に、例えば100キロワット以内に関しては、これとこれはいいだとか、あるいは住民説明会は個別に説明することによってよしいとかいうふうに、規則によって2区分するような様式にすることって可能じゃないですかね。

○加藤委員長 環境課長。

○牧野環境課長 その辺につきましては、先ほど申し上げたとおり、湖西市としては1つとして管理をしていきたいというふうに考えております。規則によって、その中で、それじゃこの規模以上ならここまで減らしましょうということですよね。提出書類を減らしましょう。そうすると、どこまではいいのか、何キロワットならいいのかというのをちょっと決めかねるところがありますので、湖西市としては、今の現状の10キロワット以上のものについては、書類として届出をしていただくというふうに判断したところです。

○加藤委員長 三上委員。

○三上委員 やってみた中で、小規模な人たちから苦情がいっぱい来るようなら、また考えてもいいというふうに、訂正も規則はできるから、いいのかもしれないんだけど、とにかくないよりいいから進めてほしいとは思ってはいるんですけどね。ちょっとその辺やっぱり気になるんだよね。

以上です。

○加藤委員長 ほかに。

中村委員。

○中村委員 7条の中で、(4)なんですけど、再生エネルギーの発電事業により周辺地域に著しい影響を及ぼす区域とありますが、これは当然規則の中で定められていると思うが、どういう基準で、この著しい影響を及ぼすというのは考えておられるのか。

○加藤委員長 環境課長。

○牧野環境課長 お答えいたします。

抑制区域の第7条の1号、2号、3号のところについては、土砂災害の防止ですとか、豊かな自然ですとか、景観というところを定めておまして、それ以外にということですので、湖西市においては、市街化区域の住居系ですとか、そういった用途が定められているところについては排除していきいたいというふうに考えております。これにつきましては、施行規則の中で区域を定めさせていただいて対応してまいります。

以上です。

○加藤委員長 中村委員。

○中村委員 了解しました。

○加藤委員長 ほかにございますか。

高柳委員。

○高柳委員 先ほど10キロワットの関係は、この環境省のガイドラインでこういうふうにするという、やりなさいという指導を受け取り、それはそれに基づいてやっているという説明でいいのでは。どこもこれでやっていて、10キロワット以上の事業用の太陽光発電については、こういうふうにしなさいとなっているので、それに基づいてこれはやられているということで、そうやって言えばいいのでは。違うのかな。

○加藤委員長 環境課長。

○牧野環境課長 10キロワットの目安につきましては、今言うように、環境省ですとか資源エネルギー省も10キロワットを1つの目安としておりますし、一般的に事業用の太陽光発電と呼ばれるのが10キロワット以上というところもありますので、そこを1つの目安とさせていただいたということでございます。

以上です。

○加藤委員長 ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○加藤委員長 ないようですので、質疑を終結し、これより討論に入ります。

討論のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○加藤委員長 これをもって討論を終結いたします。

これより議案第8号、湖西市再生可能エネルギー発電設備の適正な設置に関する条例制定についてを採決いたします。

本件を、原案のとおり可決することに賛成する諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○加藤委員長 挙手全員であります。

よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

ここで開始から1時間20分たちましたので、休憩を取りたいと思います。11時半まで休憩といたします。

午前11時19分 休憩

午前11時28分 再開

○加藤委員長 では、時間になりましたので、休憩をといて会議を再開いたします。

ただいまから議案の審査に入りますが、発言は必ず挙手の上、指名に基づいて行ってください。質疑は、一問一答式とし、答弁は要点を簡潔に述べていただきたいと思います。

なお、会議録作成のため、さっきからいろいろ言われてますが、マイクのスイッチの入れ忘れのないようお願いいたします。

議案第29号、令和4年度湖西市公共下水道事業会計予算についてを議題といたします。議案書69から71ページ、令和4年度会計予算に関する説明書の中の公共下水道事業会計予算及び予算概要説明書96から101ページを御覧ください。

初めに、令和4年度の事業計画について説明をいただきたいと思いますので、よろしく申し上げます。

下水道課長、お願いします。

○片山下水道課長 それでは、令和4年度の主な事業概要について御説明させていただきます。

令和4年度におきまして、特に重点的に取り組む事業としましては、三ツ谷・あけぼの地区を中心に、鷺津地区、新所原東地区で、引き続き未整備区域の管渠整備を順次進めるとともに、県が実施しております新居関所前の電線共同溝整備事業に伴う下水道管の撤去工事や土木課が実施しております鷺津駅谷上線の整備と連携し、未整備となっている道路沿線の管渠整備も今年度に引き続き実施する予定でございます。

工事の詳細につきましては、この後、事前にお配りさせていただきました資料に基づいて説明させていただきます。

委託業務につきましては、令和3年度から5か年の第1期計画としてスタートしましたストックマネジメント実施計画に基づき、湖西浄化センターの中央監視装置、それと汚泥脱水機、この更新に向けて、令和3年度に引き続き実施設計を委託料に計上させていただきました。

また、その中央監視装置と汚泥脱水機が収納されている建物、機械棟、それから汚泥処理棟、この2棟につきまして、工事の重複や手戻りを防ぎ、地震対策等の機能向上に関する対策も併せて検討を進めており、手戻りのない効率的な施設設備の改修を行うため、機器の更新計画と併せた両棟の耐震補強設計も令和3年度に引き続き計上させていただいております。

なお、この2つの業務につきましては、国の交付金を活用し進めてまいります。

また、令和4年度は環境センター、ごみ焼却施設の再稼働に合わせ、現在市外に搬出している下水道汚泥を環境センター内での焼却処理を可能とする汚泥受入棟の建設に着手する予定でございますので、これに係る一般会計への負担金を計上させていただいております。

3条予算では、浄化センターの施設管理として、運転管理業務や汚泥収集運搬業務、水質管理業務などの経常的な維持管理業務のほか、機器の修繕として湖西、新居両浄化センター、3基装置のオーバーホールや新居浄化センターで老朽化が進む流入ゲートの修繕など日々の点検結果により早急に対策が必要となるものを抽出し、前年度予算に対し約12%減の5,850万円を修繕費として計上させていただきました。

収入の面におきましては、来年度事業に必要な財源として、下水道使用料、雑収益、国庫補助金、受益者負担金などを見込んでおります。下水道使用料は、過年度における実績から、来年度の使用料収入を見込んでおり、前年度予算に対し約1%増の3億5,249万3,000円とさせていただきます。

雑収益は、令和2年度から県が実施しています新居関所前の電線共同溝事業により支障となる下水道管の移設に係る費用についての県からの補償金で、来年度は撤去工事のみ実施する予定でございます。これに係る収益を計上させていただきました。

国庫補助金は、来年度予定している工事及び委託業務における交付金対象事業費の2分の1を見込んでおります。

受益者負担金は、令和2年度の工事により新たに供用開始した区域と、過年度の期別納付による令和4年度分の負担金等が対象となり、浜名湖処理区におきましては4.7ヘクタール、新居処理区は0.9ヘクタール、合計5.6ヘクタール分、前年度予算に対し約22%増の2,041万5,000円の収益を見込みました。

以上、令和4年度予算の総額としましては、3条収益的収入は予算に関する説明書の1ページに記載のとおり、前年比9.3%減の12億4,351万8,000円、収益的支出は、前年比8.5%減の12億3,948万7,000円、また、4条資本的収入は、2ページに記載のとおり、前年比41.1%増の10億9,322万1,000円、資本的支出は、前年比21.3%増の14億2,045万4,000円とさせていただきます。

続きまして、先ほど御説明させていただきましたとおり、事前に配付させていただきました資料に基づいて、令和4年度の工事予定について説明させていただきます。

令和4年度下水道工事予定一覧表、A4の用紙です。それから、予定箇所数、これがA3となっていると思います。併せて御覧ください。

まず、工事予定箇所一覧表、番号が振ってありますが、この①から⑤まで、これが三ツ谷・あけぼの地区において実施いたします合計で764メートルの管渠工事、それから舗装の本復旧工事、令和4年度の工事請負費の約5割、50%を占めております。

内容としましては、まず①、これが浜名湖自動車学校の入り口付近、今年度もやっておりましたが、入り口付近から、今度は北に向かってあしながおじさん前の交差点付近までの延長約186メートル、平均土被りが地上から7メートル程度の推進工事を実施するもので、今年度実施した推進工事の上流部を引き続き実施するものでございます。

②、③、これはあけぼの地区の各家庭の汚水を受け入れるために設置する合計537メートルの枝線工事でございます。口径が200ミリのリブ付硬質塩化ビニール管を開削工法により設置するものでございます。

④につきまして、三ツ谷地区の汚水を受け入れるため、大谷川沿い、オートファクトリーフクタ付近に設置する枝線、約41メートルの推進工事でございます。これも令和2年度に実施した推進工事の上流部を引き続き実施するものでございます。

⑤は、管渠工事実施後に舗装が仮復旧のままとなっている区間の舗装の本復旧工事で、清源坂の交差点付近と三ツ谷橋付近、この2か所におきまして、約1,180平方メートルの本復旧を実施するものでございます。なお、この工事につきましては、交通量の多い国道301号の、特に交差点内での作業がメインとなることから、夜間工事で対応する予定でございます。

なお、この三ツ谷・あけぼの地区におきましては、競艇場の汚水を受け入れるため、令和元年度から集中的に工事を実施してまいりました。令和3年度、今年度におきましても4件の工事を発注し、このうち1件の工事が繰越しとなる見込みでございますが、競艇場の汚水受入れには影響のないよう進めておりますので、当初の予定どおり、今年度末には切替え工事が完了する見込みでございます。

次に、⑥と⑦、この2つの工事につきましては、鷺津地区で実施する合計287メートルの管渠工事で、工事請負費の約8%を占めております。このうち⑥の工事につきましては、現在、土木課で進めております鷺津駅谷上線の道路整備事業の進捗に合わせ、未整備箇所の下水道管渠を増長しながら施工しているもので、来年度は池喜ストア南側付近の用地処理が完了すると聞いておりますので、それに合わせ約100メートルの管渠を開削工法により設置するものでございます。

次の⑧と⑨、これにつきましては、新所原東地区で実施する合計781メートルの管渠工事で、工事請負費の約31%を占めております。このうち⑧の工事につきましては、平成23年に閉鎖となった旧南部東踏切の北側付近で実施する186メートルの推進工事と79メートルの開削工事を同時に施工するものでございます。

また、この一覧表にはございませんが、令和2年度より国道301号の新居関所付近におきまして、県が実施している電線共同溝の整備に合わせ、支障となる下水道管の移設を実施しているところでございますが、来年度は不用となった既設管の撤去工事のみを実施する予定でございますので、その経費につきましては、参考資料の71ページ、こちらが3条の収益的支出の第1項、営業費用の6目資産減耗費に撤去工事費及び固定資産除却費として、それぞれ計上させていただきました。

以上、令和4年度は、三ツ谷・あけぼの地区を中心に9件の工事と1件の撤去工事を予定してございます。

以上です。

○加藤委員長 では、これより質疑を行います。

質疑のある方はございませんか。

三上委員。

○三上委員 質問いたします。来年度、接続が予定されている競艇場からの使用料はどれぐらいを見込んでいますか。

○加藤委員長 下水道課長。

○片山下水道課長 お答えいたします。

まず、使用料の算出については、過年度直近の実績により算出しています。具体的には、令和2年10月から令和3年の9月までの直近1年間の使用料収入実績の伸び率を浜名湖処理区、それと新居処理区、それぞれで算出し、その伸び率を令和3年度分の使用料収入見込み額に換算して算出してございます。

その結果、浜名湖処理区につきましては0.99、約1%の減、新居処理区につきましては1.00、おおむね増減なしとなったことから、伸び率から算出した使用料収入の合計としては、令和3年度当初予算より約410万円の減となりました。これに今年度末に接続予定の競艇場の使用料見込みを加算し、今年度より約400万円増額の、総額として3億

5,249万3,000円を予算計上させていただいております。

競艇場からの使用料収入の見込み額につきましては、こちらも過年度直近の競艇場の汚水量から算出しておりまして、年間約810万円を見込んでございます。

この見込み額についてでございますが、正式に競艇場の接続検討を開始したのが平成28年当時になりますが、当時の資料におきまして、年間1,200万円から1,300万円程度、これも当時の過年度の実績から算出してございますが、1,200万円から1,300万円程度を見込んでいました。しかしながら、15年ほど前から提供が始まりましたインターネット投票につきまして、近年はスマホやスマホ専用サイトの普及によりまして情報などが多様になり、手軽に舟券が購入できるようになったことに加え、さらにここ一、二年につきましては、コロナ禍の影響なども重なり、インターネット投票の需要が非常に伸びていると伺っております。

このようなことから逆に入場者数は年々減少傾向にございまして、平成28年度には約56万人いた入場者も、令和2年度には約41万人と、直近5年間で27.4%、15万人強の入場者が減少しており、当然、これに比例しまして、水道使用量も約31%減少する結果となっております。

このような状況を踏まえ、来年度の競艇場の使用料見込み額につきましては、直近の汚水量から算出しまして、約810万円を見込んだものでございます。

以上です。

○加藤委員長 三上委員。

○三上委員 了解です。

○加藤委員長 ほかに質疑のある方、ございませんか。

竹内委員。

○竹内委員 概要説明書の98ページの収益的収入、1款1項1目のところで、人口が減少してきて、使用料の収益も減少が予測されるわけなんですけれども、それに対する対策っていうのは、どのように考えていらっしゃいますか。

○加藤委員長 下水道課長。

○片山下水道課長 お答えいたします。

令和2年度末時点の業務実績としましては、令和元年度と比較して、行政人口が622人の減少、またそのうち下水道が使えるようになった区域、処理区域内人口でございます、この人口につきましては154人の減少というように、人口減少が進んでいる状況が分かります。

このような状況におきまして、接続済み人口、下水を実際に使っている人口ですが、これにつきましては、年々少しずつではございますが上昇傾向にあり、令和2年度は前年に比べ68人の増加となり、また水洗化率についても、それに付随して増加している状況でございます。

これは、下水道本管を整備することにより、人口が減る割合よりも、下水道を使っただく人口の上昇率が上回っていることを意味しております。つまり、下水道本管の整備、または接続の促進を図ることにより、使用料収入の減少を抑え、安定的な収益の増加につながると考えますので、今後も計画的な管渠整備を進めるとともに、処理区域内の未接続者の方に対して、戸別訪問や広報紙での呼びかけなど積極的に普及率、水洗化率の向上に努めているところでございまして、今年度におきましても419件の未接続者の方を対象に戸別訪問を実施してございます。

また、昨年度策定しました経営戦略におきましても検討しましたが、使用料におきましても、段階的に適正な料金改定を検討するために、令和5年度を検討時期としまして、具体的な検討を進める予定でございます。

さらに、使用料収入の大幅な増加が見込まれないことに対応していくために、今後は経費節減対策を図ることも重要であると考えておりますので、令和3年度、今年度からストックマネジメント計画による効率的かつ効果的な設備の改築、更新を、国の交付金を活用しながら実施しているところでございます。

以上です。

○加藤委員長 竹内委員。

○竹内委員 人口減ってきているけれども、水洗化率の増で、全然問題ないよというお話で、未接続者の419件に対しても一生懸命自分たちが訪問して接続していただけるようにしているという努力の成果がうかがわれたわけなんですけれども、未接続者の人たちにどのぐらい家庭訪問されての効果って、どのぐらい、これ決算じゃないので聞いていかどうか分からないんだけど、あるんですかね。

○加藤委員長 下水道課長。

○片山下水道課長 今年度、419件戸別訪問させていただいている中で、実はその効果も我々のほうとして検証したいということで、実は今年度からどれだけ回った人がつないでいただけたのかなという検証しようということで、今年度から考えております。それについては、また来年度に成果が分かるというか、そういった形にはなるかと思うんですけれども、基本的に回っている方に対して、直接お会いできてお話ができた方というのは、約3割程度になってしまうんですけれども、その他の方は資料を投函させていただいている形なんですけど、やっぱり結果としましては、資金難、やっぱりお金がかかることですので、資金難という方が半分以上、6割程度を占めております。ですから、そういった、こんな御時勢でもございますので、なるべくという形でお願いはするんですが、なかなか無理強いができないような状況ということはつかんでおります。

以上です。

○加藤委員長 竹内委員。

○竹内委員 ありがとうございます。いいです。

○加藤委員長 ほかにございますか。

高柳委員。

○高柳委員 概要説明書の99ページですが、収益的支出の中での営業費用の総経費が増えているわけですが、人件費ということで、それが増えているんじゃないかなと思う。その増やした内容と業務内容、それからあと委託料は増えているのかどうか、そこら辺の説明をお願いしたいと思います。

○加藤委員長 下水道課長。

○片山下水道課長 お答えいたします。

総経費につきましては、前年度と比べ約6%、468万4,000円増の8,363万3,000円を計上させていただきました。この約470万円の増額の要因でございますが、毎年総経費の委託料で計上させていただいております水道課で行う上下水道料金の収納業務に係る下水道課の負担分、これが令和3年度予算と比較して約400万円増額となったことが主な要因でございます。

この使用料収納業務に係る委託料でございますが、令和3年度までは水道課において実施をしておりました上下水道料金の収納業務に係る経費、これを水道課と下水道課、それぞれの1年分の調定件数、それぞれの調定件数で案分して各年度ごとに委託料を決定してございましたが、御存じのとおり令和4年度から、来年度からは湖西市と豊橋市との共同実施にて収納業務を委託することから、今後はこの委託に係る湖西市分の経費をさらに水道分、それから下水道分で案分することとなります。

これによりまして、下水道課が水道課へ支出する令和4年度分の料金収納業務の委託料としましては、前年では令和3年度に比べ約37万円程度減額となっております。ただ、この共同実施への移行に伴いまして、それに係るデータ移行費やシステムの整備費など初期投資費用が発生したことから、その下水道課分の経費約430万円が追加となったため、収納業務の総額として約400万円の増額となったことが主な要因でございます。

以上です。

○加藤委員長 高柳委員。

○高柳委員 分かりました。

○加藤委員長 ほかに質問のある方はおられますか。

神谷委員。

○神谷副委員長 参考資料74ページ、資本的支出、1款1項1目管路建設改良費のうち工事請負費なんですけども、資本的支出の工事請負費が前年予算に比べ約1.5倍ですかね、44.5%増となっておりますけれども、この要因について説明をお願いします。

○加藤委員長 下水道課長。

○片山下水道課長 お答えいたします。

工事請負費につきましては、先ほども少し概要説明で触れさせていただきましたが、令和元年度から重点的に進めてまいりました競艇場の汚水受入れに関する工事が今年度末でおおむね完了することから、来年度からは三ツ谷・あけぼの地区や新所原地区の面整備を重点的に進めたいと考えておりまして、施工延長につきまして、令和3年度から64%増の約1,800メートル、9件の工事を予定しておりまして、予算ベースでは今年度よりも1億5,360万円、44.5%増の4億9,840万円を計上させていただきました。

この工事請負費の増額につきましては、昨年度策定しました経営戦略におきまして、今後の工事費の検証をさせていただきましたが、目標とする令和23年度の整備完了を目指す中での年間工事費の設定をし、その金額に基づいて予算計上させていただいたものでございます。

この4億9,840万円、約5億円ということですが、今年度と比較して1.5倍増という額になりますが、決して多額なものではないというふうに考えております。近年、特に平成30年度からにつきましては、企業会計への移行作業や資本勘定職員、工務係ですね、工事を担当する資本勘定職員の減少によりまして、工事費を縮小せざるを得ない状況でございましたが、それ以前、平成29年度以前につきましては、コンスタントに工事を展開しておりまして、合併以降、平成22年度から平成29年度まで、約8か年での工事請負費の平均につきまして、約6億7,000万円程度、年間6億7,000万円程度の工事を発注しておりました。

企業会計に移行後、今年度末で4年が経過するわけですが、管理系の業務も徐々に軌道に乗ってきたことから、令和2年度には課内係員の配置を見直しをしまして、工務係の増員を図ったところでございます。また、来年度の工事におきましても、1工事当たりの施工延長を増加する、1本発注する工事のボリュームを増やして、工事の本数を変えないという、そういった手法を取ることで、工事関係事務の軽減を図り、工務係の負担を極力抑えるよう計画させていただきました。

以上のようなことから、業務においても無理のない予算設定であると考えてございます。

以上です。

○加藤委員長 神谷委員。

○神谷副委員長 企業会計に移行する前の工事請負費に比べれば、そんなにひどく増額したものではないよってということで、あくまでもこの工事請負費っていうのは、経営戦略の中で決められている額の中で対応していくということで、あくまでも国の補助が得られるものに関して事業進捗を図っていく。国の補助は大体2分の1が見込めるので、そういった事業を積極的に進めていきたいというふうに捉えていいですか。ちょっと捉え方が間違っていたら申し訳ないんですけども。

○加藤委員長 下水道課長。

○片山下水道課長 おおむねおっしゃるとおりでございます。国の補助につきましては、特に管渠の部分について、ある程度補助対象範囲というのが決められておりまして、例えば今後三ツ谷・あけぼの地区で仮に面整備管を設置していったときに、ある一定量の流量を拾える部分に関しては国の補助になるんですが、末端部分、管の端っこいいでしょうか、末端部分に関しては当然その数軒のお宅の水を拾うということになりまして、計画の流量が拾えない形になります。そういったところに関しては、国の補助の交付対象外になりますので、よく我々がお願いしている受益

者負担金ですね、あれが末端管渠費の一部ということでお願いしているんですが、その受益者負担金を利用して、そういう部分の工事をしていくと。当然、下水道の事業債の対象にもなりますので、そういった形で、国の交付金の対象になる部分とならない部分の双方を進めていく形にはなります。

以上です。

○加藤委員長 神谷委員。

○神谷副委員長 了解です。

○加藤委員長 12時になりましたので、ここで休憩としたいんですが、いいでしょうか。

休憩として、再開を13時とします。よろしくをお願いします。

午後0時02分 休憩

午後0時58分 再開

○加藤委員長 それでは休憩をといて会議を再開いたします。

質疑のある方はお願いいたします。

中村委員。

○中村委員 静岡県内における湖西市の下水道普及率はどのような状況ですか。

○加藤委員長 下水道課長。

○片山下水道課長 お答えいたします。

下水道の普及率は、行政人口に対する処理区域内の人口割合を示す指標でございまして、令和2年度末時点の湖西市の下水道普及率は43.6%、市内の2万5,725人、約2万6,000人の方々の方が下水道を使える状況になったということでございます。静岡県内の下水道普及率でございまして、令和2年度末時点で、下水道に事業着手している29市町の平均普及率が64.3%でございまして、湖西市におきましては、29市町中17番目、市だけでいうと、22の市のうち14番目、半分より少し一、二、下に位置してございます。

ちなみに普及率の高いところでいいますと、磐田市が85.3%、次いで静岡市が84.8%、三島市84.3%、浜松市81.3%と、80%を超えているのはこの4市のみとなっている状況でございます。

なお、この静岡県平均64.3%でございまして、全国的にはまだまだ低い状況でございまして、全国平均でいいますと80.1%、静岡県は47都道府県中30番目と低いほうに位置してございます。

このような状況であることから、県として、あるいは当市におきましても、今後も普及率の早期向上に努めていくため、令和23年の整備完了を目標に、市内未整備区域の管渠整備を推進していく必要があると考えております。

参考でございますが、湖西市において実際に下水道を使用している指標を示す水洗化率でございますが、下水道を使えるようになった区域に住んでいる方2万5,725人のうち83.1%、2万1,374人の方々の方が現在令和2年度末で下水道を使用している状況でございます。

以上です。

○加藤委員長 中村委員。

○中村委員 市だけでいうと14番目、水洗化率でいうと、これはどうなるのかな。実際にはもっと、さっき言われた43.6%よりかもっと下がるわけですね。

○加藤委員長 下水道課長。

○片山下水道課長 43.6%というのが普及率、要は下水道を使わなくても、下水道が使えるようになったという区域の指標が43.6%、その43.6%の区域の中に住んでいる方のうち約8割、83.1%の方が下水道を使っている状況であるということでございます。

以上です。

○加藤委員長 中村委員。

○中村委員 分かりました。

それで、市の中でも14位で下がっているが、進んでいるとこの違いはどんなふうと考えられるんですか。進んでいるのは、何か進め方がうまかったとか、何か年数が長いので前からやってとか、いろいろあると思うんですが、その辺はどうですか。

○加藤委員長 下水道課長。

○片山下水道課長 今おっしゃられたとおり、湖西市の場合には、当時の新居町と湖西市、双方ともに平成13年3月に供用開始をしておりますが、そのほか、普及率が進んでいるところに関しましては、やっぱり古くからスタートを、下水道をスタートしているところが普及率が高いという形になっております。

以上です。

○加藤委員長 中村委員。

○中村委員 いいです。

○加藤委員長 ほかに質疑のある方はおられませんか。

三上委員。

○三上委員 概要説明書101ページ、資本的支出、1款1項2目の処理場及びポンプ場建設改良費ですが、資本的支出の処理場及びポンプ場建設改良費で計上している環境センターの汚泥受入れ棟建設に関わる負担金についての概要を、簡単に説明してください。

○加藤委員長 下水道課長。

○片山下水道課長 中身が濃いものですから、少し、なるべく簡単には説明するつもりではございますが、伝えたいことは伝えさせていただければと思います。

汚泥受入れ棟につきましては、廃棄物対策課で実施しております環境センターでの焼却再稼働に合わせて、現在下水道課では市外の複数社に搬出している下水道汚泥、それから廃棄物対策課のほうで搬出しているプラント汚泥で、この双方を環境センターで焼却処理ができるようにするために、令和5年度末頃までに環境センターの敷地内に建設を予定しているものでございます。

施設の概要としましては、現在の環境センターの工場棟の南側に汚泥を投入するための地上部が5.6メートル、地下部が7メートル、面積で言いますと約30坪の建屋の建設と、その建屋の中に汚泥受入ホッパー、汚泥を受け取るホッパーですね。それから汚泥圧送のためのポンプ設備を設置するものでございまして、この施設に各湖西、新居の浄化センター、それから衛生プラントから排出されるそれぞれの脱水汚泥を搬入して、設置されたポンプ設備、これによりまして、工場棟の焼却炉へ送り、ほかのごみと混焼、焼却をしようとする、簡単に言うと、汚泥を受け入れる、そして焼却炉へ送るための施設でございます。

この施設を建設することにより、これまで市外の処理業者に搬出していた下水道汚泥が、市内で処理できるようになり、下水道汚泥だけで毎年約2,800万円程度かかっていた処分費、これがそのまま環境センターの収入、つまりは一般会計の収入につながることとなりますので、下水道課としての支出が大きく変わるものではございませんが、市全体で見れば、大きくコスト削減につながるものでございます。

また、当課としましても、これまで市外、浜松市、それから袋井市、豊橋市、この3つの処理場に運搬していたんでございますが、これが市内運搬のみとなることから、運搬費、当然、距離が短くなりますので、運搬費に係る経費についても削減効果が期待できると見込んでおるところでございます。

また、この建設に係る経費についてでございますが、汚泥受入れ棟は、下水道汚泥と尿汚泥を受け入れるための専用の施設でございますので、施設を利用する下水道課と廃棄物対策課とで案分をさせていただいております。負担率につきましては、直近の5年間、それぞれの施設で発生した汚泥の排出量を基に重量案分して、下水道事業会計で

68.7%、一般会計で31.3%と設定いたしました。

これにより、施設の建設費、総額が約4億3,200万円、このうち令和4年度の建設に係る経費が約1億3,500万円、この68.7%分、9,266万3,000円を令和4年度分の下水道事業会計の負担額として、資本的支出の建設改良費、2目処理場ポンプ場建設改良費の負担金に計上させていただきました。

なお、この下水道事業会計で負担する68.7%分、2か年でいいますと、総額で約2億9,700万円、2か年の総額が2億9,700万円、これにつきましては、国の交付金を活用して進めていく予定でございます。

以上です。

○加藤委員長 三上委員。

○三上委員 この建物は何年耐用年数なんですか。

○加藤委員長 下水道課長。

○片山下水道課長 通常の建物と変わることがないと思いますので。

○加藤委員長 三上委員。

○三上委員 60年。

○加藤委員長 下水道課長。

○片山下水道課長 50年で恐らく設定されていると思います。

○加藤委員長 三上委員。

○三上委員 分かりました。了解です。

○加藤委員長 ほかにございませんか。

竹内委員。

○竹内委員 参考資料75ページの一般会計からの繰入金総額が減額となっていますけれども、その説明をお願いします。

○加藤委員長 下水道課長。

○片山下水道課長 お答えいたします。

一般会計からの繰入金につきましては、毎年総務省からの通知に基づいて基準内繰入れ、それとそれ以外の人件費や企業債の元金償還金の一部など、使用料収入で賄い切れない一部の経費を基準外繰入れとして算出しておりまして、参考資料の75ページに内訳書を添付させていただいております。

この75ページに添付させていただいておる内訳のうち、基準内繰入れに当たるものが分流式に要する経費、それから高度処理に要する経費でございまして、基準内の合計額が4億8,952万6,000円、前年比でいいますと91.7%、4,417万円の減として計上させていただきました。

この約4,400万円の減額でございますが、3条の営業費用、5目減価償却費が前年度予算に対しマイナス10%、7,391万6,000円の減額、概要説明書に書いてございます、概要説明書の99ページに書いてございますが、7,391万6,000円の減額となりまして、このうち繰入額の算定対象となるのが企業債分の減価償却費でございます。この対象となる減価償却費が2,563万8,000円の減となったことが主な要因でございます。

そのほか、資産減耗費のうち、企業債分の固定資産除却費が前年予算に対しまして約220万円の減額、それから営業外費用の企業債の利息、企業債利息が1,380万円の減となったことに加えまして、浄化センターの維持管理費、これを見直しをしまして、修繕費、それから動力費、薬品費など経費を削減したことにより基準内繰入れとしては総額で約4,400万円の減額となったものでございます。

また、基準外繰入れ、これにつきましては、収益的収入及び資本的収入、それぞれの人件費、それと他会計出資金の合計額、これが1億518万1,000円、基準外繰入れとしては1億518万1,000円、前年比で114.3%、1,318万7,000円の増を計上させていただきました。この約1,300万円の増額でございますが、他会計出資金が前年度予算に対してプ

ラス52%、1,821万9,000円の増となったことが主な要因でございます。

この他会計出資金につきましては、地方公営企業法の経費負担の原則に基づきまして、企業債の元金償還金の一部として資本費平準化債や基準内の繰入金で賄い切れない資金を出資金として計上させていただいておりますが、令和4年度におきましては、企業債の元金償還金が前年比でプラス5.3%、3,586万2,000円の増となることから、結果として昨年度より約1,820万円の増の5,296万8,000円、出資金が5,296万8,000円を出資金として計上させていただいております。

以上によりまして、基準内、基準外の合計として、前年比で約95%、3,098万3,000円減の5億9,470万7,000円を繰入金総額として計上させていただきました。

以上です。

○加藤委員長 竹内委員。

○竹内委員 もういっぱい言われているけど、全然分からないというか、早い話が、他会計出資金を増額してということですよ。

○加藤委員長 下水道課長。

○片山下水道課長 おっしゃるとおりです。

○加藤委員長 竹内委員。

○竹内委員 で、企業債元金償還金等々という話で持って行って、そういう、結果的にはこういう金額になりましたよっていう、そういう説明ですよ。

○加藤委員長 下水道課長。

○片山下水道課長 おっしゃるとおりで、企業債の償還が経営戦略で検証していて、6月にもお話をさせていただきましたが、令和7年度までは企業債の償還金が上がっていく状況になります。毎年上がっていく状況。これに伴って、当然その経費、うちが負担する経費も上がっておりますので、そこで足りない部分を補填していただいているということでございます。

以上です。

○加藤委員長 竹内委員。

○竹内委員 分かりました。この他会計出資金というのは、別に限度とかそういうのはないんでね。

○加藤委員長 下水道課長。

○片山下水道課長 限度があるかというのと、やっぱりありません。あくまでそれでも一般会計と調整しながら、適切な金額に設定しておりますが、限度としてあるのが、企業債償還金、他会計出資金の基となる資本費平準化債、こちらのほうは当然限度額が決まっておりますので、これで幾らまで借入れをできるかによって、足りない部分が設定されるということになります。

○加藤委員長 竹内委員。

○竹内委員 分かりました。どうもありがとうございます。

○加藤委員長 ほかに質疑のある方はありませんか。

中村委員。

○中村委員 参考資料の70ページ、収益的収支の委託料の使用料徴収業務っていうやつが400万円弱増えているんですが、これはどういうことから増えているんですか。

○加藤委員長 下水道課長。

○片山下水道課長 午前で説明をさせていただいたんですが、水道の徴収業務、その初期投資費用で約400万円程度増えるというのが、この増額分でございます。

以上です。

○加藤委員長 中村委員。

○中村委員 スマートメーターとかなんとかってというのが水道のほうでつけるようなことを北部でやっているというような話も聞いているので、下がってくるかなとは思ったが、増額になっているのは、そういうことの影響はないですか。

○加藤委員長 下水道課長。

○片山下水道課長 今回の委託業務に関して、スマートメーターに関しては、北部のほうで水道課で進めておりますが、下水道はそこまで今行っていない状況でございますので、直接、そのスマートメーターの業務が下水道課には反映されていない、されない状況になってございます。つまり豊橋市との合同発注といいたいまいしょうか、その部分での初期投資費用のみが増額となるということでございます。

以上です。

○加藤委員長 中村委員。

○中村委員 そうすると、この徴収業務の中には初期投資が入っているわけですか。

○加藤委員長 下水道課長。

○片山下水道課長 豊橋市との合同発注に係る初期投資費用は入ってございます。

以上です。

○加藤委員長 中村委員。

○中村委員 はい、いいです。

○加藤委員長 ほかに質疑のある方。

神谷委員。

○神谷副委員長 先ほどの汚泥の関係、環境センターへの汚泥受入棟の関係で、2年間で2億9,700万円要りますよ、交付金を活用しますよってことだったと思うんですけども、令和4年度は9,266万3,000円予算立てしました。そうしますと、2億9,700万円からこの令和4年度の額を引いた残金が令和5年度には必要になってくると、約2億円ぐらい汚泥受入棟の建設に出資といいますか、予算計上するようになるわけですか。

○加藤委員長 下水道課長。

○片山下水道課長 おっしゃるとおり、下水道会計で負担する部分、2か年合計で約2億9,700万円。このうち令和4年度の負担金が約9,200万円となりますので、残る2億400万円ぐらいについては令和5年度の負担ということになります。

以上です。

○加藤委員長 神谷委員。

○神谷副委員長 了解しました。ありがとうございます。

○加藤委員長 ほかにありませんか。

竹内委員。

○竹内委員 今のことで、国の交付金が頂けるようになっているじゃありませんか。それはどのぐらいなんですかね。

○加藤委員長 下水道課長。

○片山下水道課長 通常、下水道の管渠をやりますと、50%が国の交付金対象になるんですが、これはちょっとメニューが違いまして、今の現状55%、5%増の55%が国からの補助金ということで頂けるようになっております。

以上です。

○加藤委員長 よろしいですか。

竹内委員。

○竹内委員 了解しました。

○加藤委員長 ほかに質問のある方はおられませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○加藤委員長 じゃ、ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○加藤委員長 ないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第29号、令和4年度湖西市公共下水道事業会計予算についてを採決いたします。

本案を、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○加藤委員長 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

どうも御苦労さまでした。

次、入替わりをお願いします。

ただいまから議案の審査に入りますが、発言は必ず挙手の上、指名に基づいて行ってください。質疑は、一問一答形式とし、答弁は要点を簡潔に述べていただきたいと思います。簡潔をお願いします。

なお、会議録作成のためマイクのスイッチの入れ忘れのないようくれぐれもお願いします。

それでは、議案第30号、令和4年度湖西市水道事業会計予算についてを議題といたします。議案書72ページから74ページ、令和4年度各会計予算に関する説明書の中の水道事業会計及び予算概要説明書102から106ページを御覧ください。

初めに、令和4年度の事業計画について説明をしていただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

○鈴木水道課長 それでは、令和4年度の事業概要につきまして、主なものを説明いたします。

給水戸数ですが、令和3年度の予算より200戸の減としております。しかし令和3年度の上半期決算上の給水戸数が2万6,217戸となっておりますので、ほぼ同等の2万6,200戸を見込んでおります。

また、年間の配水量ですが、給水人口の減少や節水機具の普及などにより、前年より11万5,000立方メートル減の668万立方メートルを見込んでおります。

予算の概要について説明をいたします。まず初めに収益的収支となります。

収益的収入では、前年度より2,388万4,000円減の12億1,130万円といたしました。給水人口の減少に伴いまして、前年度に比べ1.9%の減少となっております。

収益的支出では、前年度より2,776万9,000円増の10億9,023万3,000円といたしました。豊橋市との水道料金収納業務等の共同化に伴います委託費の増額により、前年度に比べ2.6%の増となっております。

続きまして、資本的収支となります。

資本的収入では、前年度より1億9,102万7,000円増の2億2,545万円といたしました。企業債の借入れをいたしますので、前年度に比べまして654.9%の増となっております。

資本的支出では、前年度より2,877万8,000円増の8億658万6,000円といたしました。水源改良費、配水管拡張改良費が増となっているため、前年度に比べまして103.7%の増となっております。

資本的支出の建設改良費につきまして、詳細の説明をさせていただきます。事前にお配りさせていただきました工事の図面と工事予定箇所の一覧表を併せて御覧ください。

まず初めに、水源改良費になります。水源改良費につきましては、工事費のところを白抜きの表示でさせていただいております。黒丸の1番、吉美配水場更新工事、図面のほぼ真ん中に表示をさせていただいております。これにつきましては、令和3年度から2か年を上げまして、吉美配水場の更新の工事を実施しておりまして、令和4年度につ

きましても引き続き工事の実施を行うものです。

続きまして、その右下に表示してございます、水源井のケーシング設置工事、井戸の試験掘削になります。2番と3番、新居地区になりますが、2番の水源ケーシング設置工事は、既存の井戸の代替えとして試験掘削を行います。3番のその2のほうのケーシング設置ですが、これは内山配水場内に新設で井戸の試験掘削を行うものとなります。

続きまして、配水管拡張改良工事になります。1番から11番、11件の工事がありますが、これにつきましてはアセットマネジメント計画に基づきまして計画をしております。

1番のイトーピア6号線、ほか2路線配水管布設替工事となります。図面でいきますと左の側の中ほどにございます。イトーピアの区画整理内の配水管の布設工事となります。

続きまして、2番、岡崎小学校南側配水管布設替工事ということで、今の工事のもう少し右上に行っていただけますと、岡崎小学校の前あたりで計画をしている工事でございます。

続きまして、3番、市場14号線配水管布設替工事、場所ですが、スズキの湖西工場のあたりに工事名のタイトルをちょっと表示させていただいております。市場の中の管路の布設替となります。

4番です。国道301号、ほか3路線配水管布設替工事、これにつきましては、図面一番右側にあります新居の新弁天地区の配水管の布設替えを行うものです。

続きまして、5番、県道新居浜名線交差点配水管布設替工事、これにつきましては、図面中ほどの下側に、赤色で示しております交差点を横断しております配水管の布設替えを計画するものでございます。

続きまして、6番、主要地方道豊橋湖西線配水管布設替工事、左上のほうへ上がっていただきますと、ちょうど6番と7番と並列して表示をさせていただいておりますが、県道の豊橋湖西線の配水管の布設替えを行うものです。

7番につきましても、同様に、工区を2か所に分けておりますが、同一路線ではございますが、配水管の布設工事を実施するものです。

続きまして、8番、河原南9号線、ほか3路線布設替工事です。これにつきましては、湖西市の商会議さんがある区画整理の中の配水管の布設替工事となります。

9番、尻枝9号線、ほか1路線配水管布設替工事、これにつきましては、鷺津の小学校南側、尻枝の区画整理を行ったところの中の配水管の布設替工事となります。

10番、住吉線配水管布設替工事です。これにつきましては、新居町の駅から南へ下ります住吉線の配水管、関門橋から南の配水管の布設替えを行うものです。

同じく11番、国道301号向島地内の配水管布設替工事です。これにつきましても、今の住吉線から少し右へ行っていただきますと、工事場所を示してありますが、これにつきましても、国道301号を横断しております管の布設替えを行うものでございます。

次に、12番、13番、色では青色で示させていただいております。これにつきましては、漏水の対策工事として計画をした工事となります。

12番、向島弁天線、添架管配水管布設替工事です。これにつきましては、東門橋に添架をしてあります配水管が漏水を起こしておりましたので、その対策として、東門橋に添架している管の布設替えを実施することになります。

続きまして、13番、西野5号線、ほか1路線配水管布設替工事です。場所は図面一番左側の一番上になります。梅田の中の現場になりますが、今年度、ここにつきましても、漏水が発生しておりますので、漏水対策として配水管の布設替工事を実施するものです。

続きまして、14番から19番、色ですと黄色で工事面を示させていただいております。これにつきましては、他事業関連ということで、他の工事と同調して、水道の工事を実施する工事となります。

14番です、国道42号配水管布設替工事、工事箇所につきましては、図面左下になります。これにつきましては、静岡県が施行いたします道路工事に合わせまして配水管の布設替工事を実施するものでございます。

続きまして、15番、杣川潮見坂線配水管布設替工事、工事箇所は今の国道42号から少し右に入っていただきますと、示してありますが、大倉戸茶屋松線の工事に合わせまして、ボックス部分の配水管の布設替えを行うものでございます。

続きまして、16番、中岡2号線配水管布設替工事になります。工事箇所につきましては、図面中央1番上にお示しております新所の中の道路ですが、これにつきましては、土木課の維持工事に合わせまして、配水管の布設替工事を実施するものです。

続きまして、17番、都市計画道路鷺津駅谷上線配水管布設替工事になります。工事箇所につきましては、鷺津中学校東側の都市計画道路の布設替えとなります。これにつきましても、土木課の鷺津駅谷上線の整備に合わせて布設替えを行うものです。

続きまして、18番、分川1号線、ほか1路線配水管布設替工事、工事箇所は今の鷺津駅谷上線より少し右へ行ったところになります。湖西病院のあたりですかね。これにつきましては、下水道課が行います下水道管の設置工事に合わせまして布設替えを行うものです。

続きまして、19番、上ノ原1号線配水管布設替工事、場所につきましては、図面左側の上あたり、上ノ原梅田線の跨線橋あたりの場所になります。これにつきましても、下水道課が行います下水道管の布設工事に合わせまして水道管の布設替えを行うものです。

続きまして、20番から22番、図面上では緑色でお示しをしております工事ですが、これにつきましては、前年度以前に配水管の布設替工事を行いまして、仮復旧の状態現場は完了している現場の舗装復旧となります。

番号は20番になります。図面の1、ほぼ中ほどのやや上ですかね。平松新田1号線、ほか1路線の舗装復旧工事です。これにつきましては、今年度実施しました工事の舗装復旧を行うものです。

続きまして、21番、堤下団地1号線、ほか4路線舗装復旧工事、これにつきましては、図面左側下になりますスズキの湖西工場の西側になります。番場の池のあるところですね。その配水管の布設替工事を今年度実施しましたので、翌年度に舗装復旧の工事を行うものとなります。

最後が22番、藤ヶ池13号線、ほか1路線舗装復旧工事になります。これにつきましては、場所は図面左側の上側、デンソーの南側にありますところになります。これにつきましては、令和2年度に布設替えをしまして、今年度、下水道課が下水管の布設を行いますので、その工事に合わせて舗装復旧を行おうとするものとなります。

以上、配水管布設替工事、舗装復旧も含めまして、22か所の予算計上をさせていただいております。

以上で工事概要とさせていただきます。

○加藤委員長 ありがとうございます。

これより質疑を行います。

質疑のある方はおられませんか。

高柳委員。

○高柳委員 参考資料の77ページです。収益的収入のところの給水収益の関係ですが、上水道料が減少しておるといふことで、年々。というのは、これはさっき説明もありましたけれども、給水戸数も減っておるとし、それに合わせて全体の年間の配水量も当然減っているわけで。これに対する何か対策というか、何かありますか、考え方。

○加藤委員長 水道課長。

○鈴木水道課長 お答えいたします。

先ほども御説明させていただきましたが、給水人口の減少が続いておるとし、給水収益につきましても、同様に減少をしているところであります。

昨年度であります令和2年度、本年度令和3年度におきましては、新型コロナウイルス感染拡大によりまして、緊急事態宣言の発令ですとか、まん延防止重点措置が取られたことによりまして、いわゆるおうち時間が増加したこと

から、一時的に給水量の増加していることはあります。しかし、これにつきましては一過性のものでありますので、給水収益が継続的に増加ということにはつながりませんので、この対策といたしまして、収入を増やす方策、反対に支出を減らす方策の2本立てでの方策を考えております。

収入を増やす方策ですが、配水管の布設替工事ですが、国の交付金の活用ができる方法があると考えております。全ての管路の個人費用に対応する交付金のメニューというのはありませんが、交付金の採択が得られる管路につきましては、積極的に交付金を活用して収入の増加を図りたいというふうに考えております。

また、支出の減少につきましては、配水施設の統廃合を進めることや、管路や施設のダウンサイジング、そういうことを進めていくことで、ランニングコストの削減を図ることを進めてまいります。

また、当市以外の経費の削減といたしましては、来年度より開始をいたします豊橋市との水道料金収納業務との共同化によりまして、事務の効率化、合理化など推進を図っていききたいというふうに考えております。

以上です。

○加藤委員長 高柳委員。

○高柳委員 分かりました。水道管の漏水も結構ありますので、有効水量、それを上げるということが、それも大事だと思いますから、よろしく願いいたします。

終わります。

○加藤委員長 じゃ、次、ほかの質疑の。

神谷委員。

○神谷副委員長 同じく参考資料の78ページになります。収益的支出、1款1項1目27節遠州水道料金との関係になると思いますけれども、受水費をどのように見込んでいるのかお伺いします。

○加藤委員長 水道課長。

○鈴木水道課長 お答えをいたします。

受水費につきましては、静岡県企業局の遠州水道の受水をしております。この県水と井戸水である自己水の割合ですが、配水量の約7割を県水、約3割を自己水となっております。

令和4年度の受水費につきましては、先ほども御説明いたしました。吉美の配水場におきまして、昨年度に引き続き配水場の更新工事を実施しておりますので、吉美の井戸の取水は行いません。

また、内山地区で水源調査、井戸の試験掘りを行いますので、既設の井戸の近傍で1本井戸を掘らせていただきますので、その期間につきましては、井戸の取水を停止させていただきます。

また、施設の統廃合の対象となっております。令和5年度の廃止予定をしております大森配水場の取水を、昨年度よりちょっと試験的に停止をさせていただきます。

そのため、井戸につきましては、市内の11本中3本の取水を停止することになりますので、8本の井戸の取水となります。そのため、県水と自己水の割合につきましては、自己水の取水量が減りますので、県水が約8割、自己水が約2割となると考えております。そのため、受水費につきましては、1日当たり1万6,000立方メートルを見込んで予算を計上しているところです。

以上です。

○加藤委員長 神谷委員。

○神谷副委員長 ありがとうございます。要するに、令和2年決算のときよりも5,000万円ぐらい多い予算額かなと思って、自分なりに見たんですけど。令和2年の決算が、確かそんな4億円。なんで、3億5,400万円ぐらいの決算額だったと思うんですけども、今回、何で多いかというのが、今の答弁で、井戸が3本使えないので、県からの買入れが増えますよという、はい、そこまで分かりました。

もしお分かりであれば、この4億109万2,000円だ、これは要するにどれだけの水量、どれだけの量を単価幾らで買

ってというのが分かりますか。

○加藤委員長 水道課長。

○鈴木水道課長 お答えをいたします。

使用量につきましては、1日当たり1万6,000立方メートルの365日、使用料金につきましては、1立米当たり11円となっておりますので、11円に1万6,000立方メートルに365日を掛けまして、消費税が10%ありますので、1.1倍いたしますと、7,066万4,000円となります。これが使用料になります。

一方、遠州水道につきましては、基本料金のお支払いもしておりますので、契約水量が日当たり2万5,000立方メートルの契約水量となっております。それで、基本料金、1立方メートル当たり33円ですので、33円掛ける2万5,000立方メートル、1日当たり、掛ける365日の消費税10%ということで、計算いたしますと、3億3,123万7,500円となります。

それ合計いたしますと、4億1,190万1,500円ですので2,000円という丸め方をさせていただいております。

以上です。

○加藤委員長 神谷委員。

○神谷副委員長 この単価、県から買うに当たって単価というのは前年度と比較して上がってる、一緒でしたかね、これ。

○加藤委員長 水道課長。

○鈴木水道課長 単価につきましては、5年間一緒ですので、昨年度と同額になっております。

○加藤委員長 神谷委員。

○神谷副委員長 分かりました。ありがとうございます。

○加藤委員長 ほかに質疑のある方はおられますか。

三上委員。

○三上委員 今の点で、ちょっと懸念をしているのは、万が一大地震が来たときというので、南海トラフが来る可能性が30年間で87%と言われているのが我が県なんです。そうすると、実は17年前に井戸水と県水の比率は聞いたことがあるんですよ。5割、五分五分だったんですよ。五分五分のほうがいいというふうに、当時の課長は言っていたんですね。

だからどンドンどンドン増えてきたのは、今の県のお金が要するに3億円という固定費があるわけですよ。で、あと使ったときには11円ずつという、要するに比例費が少なく、固定費がでかいんですね。だからいっぱい使っても、余り変わらないという状況があるわけ。そうすると、どうせ固定費が多いから、県水使った方が得になるわけ。で、どンドンどンドン結果として増えて、今70%で、次80%になろうとしている。

大きな地震が来ると、2割の井戸水じゃ、井戸水が全部止まることはないけど、県水は大きなもので運んできて、どんと止まったら、何も来なくなっちゃうのね。これ以上、どンドン県水の比率が増えることについては、大変懸念を僕は持っているんですけど、いかがですか。

○加藤委員長 水道課長。

○鈴木水道課長 今おっしゃるとおりだと思います。ということで、今、井戸の試験掘りとかってということをお話しさせていただいているんですけども、今の井戸が大分、30年以上経過した井戸もございますので、取水量は落ちていくという実情もあります。という中で、井戸の更新ということで、新たに井戸を掘り直す、新たに井戸を掘るということを今計画をしております。井戸の更新に当たっては、一度今の取水している井戸を止めさせていただいて、試験掘削をさせていただく。それで井戸の取水ができる、取水量が取れる、水質は問題ないということが確認できれば、新たにその井戸を今度作り直しますので、そうすると取水の量としては上がってくるというふうになってまいります。

今の井戸の取水が落ちておりますので、更新をしていくという考えで今進めておりますので、どちらかというところ、取水量を増やしていくというような方針で、今は整備のほうを進めております。

○加藤委員長 三上委員。

○三上委員 関連なんですけど、そうすると、今70%が80%になろうとしているのは、過渡的にそうかもしれんけど、80%、90%とどんどん県水を増やして行って、井戸水を減らすというような考え方はないとおっしゃったわけですね。

○加藤委員長 水道課長。

○鈴木水道課長 はい。

○加藤委員長 三上委員。

○三上委員 ということは、井戸水の比率は何%ぐらいが妥当だと思っておりますか。

○加藤委員長 工務管理係長。

○原田工務管理係長 補足の説明をさせていただきます。

一応我々、今、昨年度から井戸の更新を進めさせていただいていまして、今、我々として目標にしているのは、今後約10年後に取水量を全体の4割まで回復させるという形で考えてございます。最終、一応、行く行くの目標としましては、4割強には我々としては自主水を増やしていきたいと。

もう一つ、先生が御質問があった、これは別件で、今、県企業局のほう水道の彼らのシステムの更新マスタープランというのがございます。それが一応目標年度が、スタートが令和14年度からということで、その時点で、今、お話を聞いている中では、再度、受水市町から希望水量を聞いた中で、当然今後受水も減っている中で、より適正なダウンサイジングをやっていくという話がございます。

我々としては、この4割と6割の割合を踏まえた中で、今後契約水量の希望数値を言っていこうというふうに考えてございますもんですから、今、先ほど課長から説明させていただいた基本水量、今、1日2万5,000トンというのは、今後それに見合った形に下げるという形で考えてはございます。

○加藤委員長 三上委員。

○三上委員 了解です。4割ぐらいがいいだろうという答えを聞いて安心しました。

以上です。

○加藤委員長 では、ほかに。

中村委員。

○中村委員 参考資料の79ページ、収益的収支、1款1項3目17節、委託料が大きく増額されているが、その説明をお願いします。

○加藤委員長 水道課長。

○鈴木水道課長 お答えいたします。

委託料につきましては、令和3年度に比べまして258%、3,613万4,000円の増となります5,894万8,000円を計上させていただいております。この増額の内容となりますが、令和4年4月、来月より実施いたします豊橋市と共同で行います料金収納業務に係る委託料によるものとなります。

令和6年度までの契約につきましては、令和3年の6月定例会で債務負担行為の御承認を頂いております。今回、令和4年度分といたしまして、約5,100万円の委託料を計上いたしました。ただし、今まで計上しておりました水道メーターの検針業務の委託料ですとか、開閉栓業務ですとか、異常水路の確認などの小回り業務というものがあるんですが、そちらの業務につきましては、今回の共同化に係る委託費に含まれておりますので、その分の金額は減額しております。

また、水道の料金システムにつきましても、今回の共同化に伴いまして、委託業者の料金システムに変更いたしますので、システムの保守点検業務等につきましても、同様に減額をしておるところです。

以上です。

○加藤委員長 中村委員。

○中村委員 3,600万円強の内容ですが、検針業務までも委託してしまうので、湖西市のほうのいろんな中の業務も減ってくるわけですね。

○加藤委員長 水道課長。

○鈴木水道課長 はい、そうです。

○加藤委員長 中村委員。

○中村委員 そうなると、減った分というのはどのくらい、何人工というのか、人も減りますね、結局は。

○加藤委員長 水道課長。

○鈴木水道課長 将来的には、当然職員の行っていたものを委託しますので、職員の減、人数を減らすということは当然考えております。ただ、来年度初年度ということで、導入1年目ということですので、ちょっとまだどういう状況になるかということもありますので、その状況を見ながら、ある程度人員の削減ということを考えていきたいなというふうには考えております。

以上です。

○加藤委員長 中村委員。

○中村委員 分かりました。いいです。

○加藤委員長 そのほか、質疑はありますか。

三上委員。

○三上委員 参考資料81ページ、資本的収入、1款1項1目の1節ですが、令和2年度決算で剰余金が17億円強あるんですね。企業債は借りないほうが、それはいいと思うんですよ。これだけ借りなきゃなんない理由は何でしょう。

○加藤委員長 水道課長。

○鈴木水道課長 お答えいたします。

確かに今委員言われるように、令和2年度決算におきまして、利益剰余金は17億5,304万9,635円となっております。単純計算にはなるんですけれども、令和4年度予算で3条予算である収益的収入、参考資料でいきますと77ページの最上段の金額12億1,130万円から、78ページ、収益的支出の合計10億9,023万3,000円を差し引きますと、単純計算で1億2,100万6,700円の収益が出る結果となります。

しかし、4条予算となりますと、資本的収入ですが、参考資料の81ページ、最上段の金額ですね、2億2,545万円から、82ページの資本的支出の支出合計8億658万6,000円を差し引きますと、5億8,113万6,000円の不足が生じております。この5億8,000万円強の不足額につきましても、1億9,800万円の企業債の借入れをした上での金額となっております。仮に借入れをしない場合では7億7,913万6,000円の不足となることとなります。

3条の収益を補填しても、企業債の借入れをした場合では4億6,006万9,000円の不足、企業債の借入れをしない場合では6億5,806万9,000円の不足となります。

今後も管路の耐震化は継続的に進めてまいりますので、多額の事業費が必要となりますことから、不足額の全てを内部留保資金に充てることで、近い将来、資金不足に陥ることが想定されます。そのため、現在、借入れ率が低金利でもありますので、企業債の借入れを行うことで、将来の資金を確保するとともに、内部留保資金の不足の発生というものを遅らせることができるというふうと考えておるところです。

以上です。

○加藤委員長 三上委員。

○三上委員 今、確かに金利安いのでいいんですが、アメリカの金利が上ろうとしていますし、物価が上ろうとしていますので、これからは金利が上がるだろうと思いつながりながら計画を進めてほしいと思ひまして、以上で了解します。

○加藤委員長 ここで、始まって1時間たちますので、トイレ休憩にしたいと思います。再開は14時10分、お願いします。

午後1時59分 休憩

午後2時05分 再開

○加藤委員長 休憩を解き、会議を再開いたします。

質疑のある方はお願いいたします。

竹内委員。

○竹内委員 参考資料の82ページの資本的支出、1款1項2目18節に係ります手数料についてです。令和3年度の予算に対し、水道工事設計審査に係る費用が工事費の増に対して増額されていない理由を教えてください。

○加藤委員長 水道課長。

○鈴木水道課長 お答えをいたします。

水道工事の設計審査につきましては、平成29年度の予算によります契約解除の案件2件を受けまして、外部機関の公共工事発注者支援機関でもありますふじのくにづくり支援センターに設計の考え方ですとか積算の妥当性などについて確認を行っていただいているものです。平成30年度は8件、令和元年度についても9件、令和2年度につきましては12件の審査を依頼しております。

3年間続けて審査を依頼してまいりましたが、違算につながるような指摘事項がないことや入札参加業者からの入札公告時の質問事項ですとか、入札が終了した後の違算の疑義等の申出もなくなってきたことから、工事の積算につきましては、ある程度一定のレベルが確立されたのではないかというふうに考えております。

そのため、本年度であります令和3年度から設計の難易度の高い工事につきましては、同様にふじのくにづくり支援センターに審査を依頼しておりますが、割と難易度の低いという言い方があれですけれども、割と単路線のような割と積算のしやすいような工事につきましては、審査を水道課と契約検査室の審査のみで発注をしております。本年度、その結果ですが、工事の違算はなく、20本の工事を発注させていただいております。

令和4年度におきましても、本年度と同様に難易度の高い工事につきましては、審査を依頼するように予算の計上をさせていただいております。

来年度につきましても、引き続き、職員同士のチェック、契約検査室で行う設計審査につきましては、引き続き実施をさせていただきまして、違算の防止には努めてまいるというふうに考えております。

以上です。

○加藤委員長 竹内委員。

○竹内委員 よく分かりました。何にしても、ミスをしないようにするために、常日頃の研さんが必要だし、技師の方というの、設計する方の人数は足りてきたんですか。

○加藤委員長 水道課長。

○鈴木水道課長 御想像のとおりですが、配水管の布設替工事も、今年度からかなり本数も増やさせていただいて、ちょっと耐震化のスピードを上げておりますので、かなり職員にはちょっと負担をかけつつも、耐震化の促進というのをやっているような状況ですので、いたにこしたことはないという言い方はあれですけれども、やはりちょっと職員はある程度、技術系の職員はいただけるとありがたいなというふうには思っております。

○加藤委員長 竹内委員。

○竹内委員 了解いたしました。

○加藤委員長 ほかに質疑のある方はおられますか。

高柳委員。

○高柳委員 同じく参考資料の82ページです。この中の資金的支出のところの配水管の拡張改良工事、工事費の28節工事請負費の中で、配水管布設替工事ということで、これ、さっき説明がありましたが、それが何メートル布設替えやって、それでその結果、配水管の耐震化率は何%になるか教えてください。

○加藤委員長 水道課長。

○鈴木水道課長 お答えをいたします。

令和4年度におきましては、配水管の布設替えを3,900メートル計画しております。この計画どおりに布設替えが実施できると、管路の耐震化率ですが、本年度令和3年度末の見込みが35.8%になっておりますので、令和4年度におきましては1.0%上昇いたしまして、36.8%となる見込みでございます。

以上です。

○加藤委員長 高柳委員。

○高柳委員 分かりました。

それで、先ほどの令和4年度の配水管の布設の場所を説明ありましたが、この耐震化するための布設管、その場所を決定するというのは、どういうふうにするのか。何か工事のついでにやるとか、漏水があれば、そこを優先するとか、そういう順位はどういうふうに決めているんですか。基準は。

○加藤委員長 水道課長。

○鈴木水道課長 今おっしゃられたように、漏水したところにつきましては、当然管路自体が老朽化しておりますし、今後も漏水の発生が考えられますので、漏水が発生しているところにつきましては、なるべく早期に対応しております。

あとアセットマネジメント計画によって更新計画を立てておりますので、布設年度の古いもので耐用年数が超過するような路線につきましてはリストアップさせていただいて、順次、その路線を計画的に布設替えするような計画をさせていただいております。

以上です。

○加藤委員長 高柳委員。

○高柳委員 分かりました。布設の古い順にということで、分かりました。

○加藤委員長 竹内委員。

○竹内委員 先ほどのところで、この資料頂いて、今の漏水で漏水が分かっているだったら、私としては、一番最初に今年度先にやればいいのになって、ふと思ったんですけど、新居のほうは最初にやりますよね、今回、第1四半期にやりますよって。それで梅田のほうが第2四半期になっているんですけど、この理由は何ですか。

○加藤委員長 水道課長。

○鈴木水道課長 お答えいたします。

漏水自体は今年度修繕をしておりますので、漏水自体は収まっております。ただ、漏水した路線ではありますので、近い将来、漏水が発生するおそれもありますので、布設替えを行うんですが、ちょっと全体の発注計画を見た中で、できれば早い時期に出せればいいとは思いますが、第1四半期に出したい路線もございますので、その辺はちょっと状況を見ながら発注のほうをさせていただけたらなというふうには思っております。

○加藤委員長 竹内委員。

○竹内委員 もし途中でなっちゃったら、また補正予算かけてしまうということになりますか。そんなことは全然関係なくって。

○加藤委員長 水道課長。

○鈴木水道課長 そうですね、漏水が発生しましたら、その場でまず修繕ということで漏水を止めさせていただきま

○加藤委員長 竹内委員。

○竹内委員 分かりました。

○加藤委員長 そのほかに何かありますか。

神谷委員。

○神谷副委員長 説明書の8ページで、新規の債務負担行為について説明をお願いいたします。

○加藤委員長 水道課長。

○鈴木水道課長 お答えいたします。

債務負担行為につきましては、説明書8ページの表、下の2段を新たに設定させていただくものとなります。1つ目の公営企業会計システム使用料につきましては、会計システムの更新に伴います債務負担行為の設定となります。2つ目の変更認可申請等作成業務ですが、水道事業につきましては、現在、平成25年3月に厚生労働省の認可を受け整備を進めているところでございます。今回はその認可の変更申請書を作成するものとなります。

業務の内容ですが、本年度令和3年度に策定をいたしました湖西市新水道ビジョンに基づきまして、施設の統廃合、水源井の更新、井戸の更新ですね、管路の適正口径の整備などを反映させた内容となるよう、認可の変更申請書を作成するものでございます。

施設の統廃合につきましては、入出の配水場と大森浄水場の施設の廃止をいたします。

井戸の更新につきましては、令和3年度までに吉美の配水場内にあります吉美の井戸、既設の鷺津の配水場の中にあります鷺津の6号の井戸、今年度試験掘削を行って新設の井戸となります新所原南の3号の井戸の掘削を行っております。

また令和4年度来年度につきましては、既設の大沢水源と呼ばれる井戸の内山1号井、内山配水場内に掘削を行います内山3号井の掘削を予算計上させていただいております。

井戸の掘削を行った、また行うこの5本の井戸のうち井戸の位置を変更するもの及び新規に掘削を行います吉美の1号の井戸を除きます4本の井戸について、認可の変更を行うものです。

また、配水施設の統廃合に合わせまして、配水管の再整備を行う管路につきましても、認可の変更をするものとなります。

この施設の変更に合わせまして、財政計画の検討も行っていきます。具体的に申しますと、料金改定の検討となります。

新水道ビジョンでもお示しをしておりますが、現行料金で管路等の更新を行っていきますと、2036年以降、継続的に赤字が発生してまいります。また、2049年には内部留保資金が不足する見込みとなっております。このような将来の資金不足に備えまして、世代間の不公平感がないように、計画的に料金改定を行う必要もありますことから、今回の変更認可申請等作成業務の中で料金検討を行っていくことといたしております。

以上です。

○加藤委員長 神谷委員。

○神谷副委員長 令和5年度までの債務負担行為で3,245万円ってなっています。施設の統廃合とか、井戸のいろいろ新しく掘ったりとか、何かそういうのって、アセットマネジメント計画とか何かにはうたわれている、いない、どうでしたか。

○加藤委員長 水道課長。

○鈴木水道課長 アセットマネジメント計画がありますので、そこに記載はさせていただいております。

○加藤委員長 神谷委員。

○神谷副委員長 そうしますと、これはどこかに再度委託して、こういう認可申請書を作っていただくということになるんですか。

○加藤委員長 水道課長。

○鈴木水道課長 はい、そのとおりです。

○加藤委員長 神谷委員。

○神谷副委員長 分かりました。ありがとうございます。

○加藤委員長 ほかに何か。

中村委員。

○中村委員 参考資料の82ページ、資本的支出の1款1項3目の量水器ですが、この1量水器の137万1,000円か、この新品出庫としてありますが、これはどういう形ですか。説明をお願いします。

○加藤委員長 工務管理係長。

○原田工務管理係長 ここに載っている、今先生が御質問いただいた資本的支出の新品というのは、量水器は我々今、今の段階で新品で購入するものと、現行の交換して返ってきたものを修理、再生品で使っているという形の2種類がございます。ここの計上している137万1,000円というのは、新品を当年度買わせていただく予算で、出庫させていただく予算でございます。

以上です。

○加藤委員長 中村委員。

○中村委員 そうすると、これは昨年あった量水器にあった新品のスマートメーターを買うということじゃないですか。

○加藤委員長 工務管理係長。

○原田工務管理係長 おっしゃるとおりに、今年度やらせていただいたスマートメーターではなく、来年度については通常のいわゆるアナログメーターを購入させていただき、出庫させていただく予算になってございます。

○加藤委員長 中村委員。

○中村委員 私は出庫としてあると、何か在庫にあったものをよそに出るような形に考えたんだけど、そういうわけじゃなくて、今までのものを新しくスマートメーターじゃないやつを買うということですよ。

○加藤委員長 工務管理係長。

○原田工務管理係長 そうではなくて、今年度買わせていただいたスマートメーターに関しては、今年度中に在庫させていただきます。ですので、水道事業の場合、棚卸しで資産を量水器が管理してございますもんですから、購入した時点はまだ予算化されてなくて、初めて現場に出た時点で出庫という形で、これ予算出庫になります。ここについては、先生がおっしゃっているように、今年度買った分は、もう今年度中に在庫いたしますもんですから、令和3年度の資本的支出の量水器の出庫で予算で計上されていきますので、ここに書かれている令和4年度につきましては、令和4年度に買った新しいメーター器の出庫の予算でございます。

○加藤委員長 了解しましたか。

中村委員。

○中村委員 買うときに上げるものか、出庫するときに上げるものか、意味合いが私は了解できないが。

○加藤委員長 水道課長。

○鈴木水道課長 スマートメーターにつきましてですね、今年度、令和3年度に買ったものについては、全て今年度出庫しております。今申します137万1,000円、これにつきましては通常のアナログのメーター器を棚卸しの購入資産として買わせていただいて、棚に入れておきます。それがメーターが出ていくときに在庫ということですので、そこで量水器費として出庫するということになります。

○加藤委員長 中村委員。

○中村委員 そうすると、買うときはどこから、どこで上げるの。

- 加藤委員長 水道課長。
- 鈴木水道課長 棚卸しの購入費用から、購入費用限度額の中で購入をさせていただくと。
- 加藤委員長 中村委員。
- 中村委員 棚卸しのほうで買っていて、それで。
- 加藤委員長 水道課長。
- 鈴木水道課長 出すときには出庫で。
- 加藤委員長 中村委員。
- 中村委員 出すときには。
- 加藤委員長 水道課長。
- 鈴木水道課長 量水器費で出庫すると。
- 加藤委員長 中村委員。
- 中村委員 ここの費用で出庫すると。
- 加藤委員長 水道課長。
- 鈴木水道課長 はい、そうです。
- 加藤委員長 中村委員。
- 中村委員 そういうことか。分かりました。
- 加藤委員長 水道課長。
- 鈴木水道課長 補足ですが、議案書の74ページになります。第8条のところに、棚卸し購入限度額ということで、購入限度額は1,017万6,000円と定めるということで、これを購入の限度額として棚として資産を購入させていただくということになります。
- 加藤委員長 中村委員。
- 中村委員 それと、うちの近所で漏水しているところがある。それがずっと何にも対策されずに、水が流れっ放しになっている。それがその土地の持っている人と使っている人と違うとかなんとか言って、ずっと出っ放しになっているが、そういうのを直す費用というのは、この予算に入っているのか。
- 加藤委員長 水道課長。
- 鈴木水道課長 メーター以降での漏水となりますと、使用者の負担にして修理をしていただくということになります。今、委員おっしゃられるところの現場につきましても、メーターから中ですね、民地側での漏水となっていますので、本来でしたら、建物所有者か土地の所有者、どちらかが直していただくということになります。
- 加藤委員長 中村委員。
- 中村委員 それはお互いに何か話をしてもらちが進まないが、水という資源がどんどん損失してしまうので、早くそれ対策しないと。そういう予算も組んでもらいたいと思って、ここでちょっと発言しました。早く直したほうがいいじゃないかと思うので、お願いした。お願いしては悪いけど。そういうことです。
- 加藤委員長 竹内委員。
- 竹内委員 ちょっと確認させてもらいたいんだけど、先ほど神谷委員が質問された、あそこの債務負担行為のことで、2年かけて変更、認可申請するために、施設の統廃合のことで入出と大森の配水施設のところの統廃合のことで、あとは井戸水のところの掘削でやっていくよという説明がありましたけど、要はアセットマネジメント計画の説明を傍聴しているときにも、やっぱり給水人口とかいろんな関係とかでここの施設のところにはもう要らないとかいろいろ言われて、老朽化とか施設の老朽化もあれだしって言って、こうやってやっていきますよという説明を受けたんですけど、この施設の統廃合は分かっているんですが、そのことについて、もう一回ちゃんとした統廃合したいという説明添付みたいなのが必要なんですよね、変更するためには。そのためにここの施設の統廃合について、入出と大森

のところの変更したいところをもう一度調査するというか、そういうことですか。

○加藤委員長 水道課長。

○鈴木水道課長 どちらかという調査というよりは、施設自体が今ある形で認可を頂いていますので、その施設が廃止するというので、その施設を廃止することを認可していただくということになります。

○加藤委員長 竹内委員。

○竹内委員 それはもう別に何かをここの認可委託作成業務の中で何かの資料を作らなきゃいけないというわけじゃない。それはただ申請をすればいいだけですか。

○加藤委員長 水道課長。

○鈴木水道課長 申請の資料を作成していくということにはなりますが。

○加藤委員長 竹内委員。

○竹内委員 それで、結局早い話が3,200万円かかるということは、要は今の掘削にお金がかかるということですか。

○加藤委員長 水道課長。

○鈴木水道課長 ではないです。金額的には、料金改定の変わる部分にちょっと大きな費用が発生しております。

○加藤委員長 工務管理係長。

○原田工務管理係長 先生の御質問でちょっと詳細な話をさせていただくんですが、今回、我々がちょっと御予定をさせていただいているのが、いわゆる認可の変更の委託、これは専門の水コンサルタントのほうに委託をしていこうかと思うんですが、主なものに関しては、先生がおっしゃったように、一昨年から基本方針を決めさせていただいた内容を、もう基本方針は決まっておりますので、それらのいわゆる詳細な資金計画であったりとか細かな計画というのをまとめていきます。

その中で、当然財政の健全化についても、厚生労働省の認可が当然必要になります。今年度終わらせていただいた方針の中で、既に我々としても、長期の50年先を見据えた中でのやはり財政不足があるという中で、世代間の公平性を考えた中で、早目早目の料金改正をベースに考えるべきだという御意見を頂いています。我々としては、それを来年度、この委託の中で、また検討して、具体的な改定内容等々を整理した中で、2年間でそういった、それも含めて認可の整理をしていこうというふうに考えてございます。

○加藤委員長 竹内委員。

○竹内委員 料金改定をするために、これが必要だった。それで料金改定するというときには、財政計画が必要だよということなんだよね。もう簡単に言って。了解しました。

○加藤委員長 ほかの質疑もありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○加藤委員長 じゃ、これより討論に入ります。

討論のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○加藤委員長 ないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第30号、令和4年度湖西市水道事業会計予算について採決をいたします。

本案を、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○加藤委員長 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

これをもちまして、当委員会に付託された議案の審査は全て終了いたしました。

熱心な長時間にわたる審査、ありがとうございました。

なお、委員長報告につきましては、正副委員長で作成させていただきますので御了承ください。

以上で、建設環境委員会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

[午後 2 時32分 閉会]

湖西市議会委員会条例第28条第1項の規定により署名する。

委員長 加藤 治司